

土 地 利 用 ガ イ ド ブ ッ ク

—第3—3版—

(平成27年3月)

秋 田 県

目 次

○ 掲載法令等一覧	1
○ 土地利用関係法令の体系	3

【関係法令の概要】

I 國土利用計画法関係

1 土地売買届出制度（國土利用計画法）	5
2 大規模土地取引の事前指導申出制度（秋田県大規模取引等事前指導要綱）	7
3 遊休土地の認定制度（國土利用計画法）	9

II 自然公園・環境保全関係

4 自然公園区域内における制限行為の許可等（自然公園法、秋田県自然公園条例）	11
5 自然環境保全地域における制限行為の許可等 （自然環境保全法、秋田県自然環境保全条例）	13
6 鳥獣保護区特別保護地域内における制限行為の許可等 （鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）	15
7 廃棄物処理施設等の設置許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	17
8 環境影響評価（環境アセスメント）の手続き （環境影響評価法、秋田県環境影響評価条例）	19

III 農地・森林関係

9 農業振興地域内の農用地区域除外手続き（農業振興地域の整備に関する法律）	21
10 農用地区域内の開発行為の許可制度（農業振興地域の整備に関する法律）	23
11 農地転用許可制度（農地法）	25
12 林地開発許可制度（森林法）	27
13 保安林における立木伐採等許可制度（森林法）	29
14 水源森林地域における土地売買の事前届出制度 （秋田県水源森林地域の保全に関する条例）	31

IV 都市計画・建築関係

15 都市計画法に基づく開発行為の許可制度（都市計画法）	33
16 土地区画整理事業（土地区画整理法）	36
17 都市計画施設等の区域内における建築許可（都市計画法）	38
18 建築確認制度（建築基準法）	40
19 路外駐車場の設置等の届出（駐車場法）	42
20 屋外広告物の設置許可（秋田県屋外広告物条例）	44

V 土木関係

2 1	法定外公共用財産の使用等 (国有財産法、各市町村の法定外公共用財産の使用等に関する条例)	4 6
2 2	河川区域内の制限行為の許可等（河川法）	4 8
2 3	道路の占用許可等（道路法）	5 0
2 4	道路管理者以外の者が行う道路工事の施行承認制度（道路法）	5 2
2 5	道路予定区域内の土地における行為制限の許可等（道路法）	5 4
2 6	海岸保全区域内における行為制限の許可等（海岸法）	5 6
2 7	一般公共海岸区域における制限行為の許可等（海岸法）	5 8
2 8	臨港地区内における行為の届出（港湾法）	6 0
2 9	砂防指定地内における制限行為等の許可（砂防法、秋田県砂防法施行条例）	6 2
3 0	地すべり防止区域内における制限行為の許可（地すべり等防止法）	6 4
3 1	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、同施行令)	6 6
3 2	砂利採取計画の認可制度（砂利採取法）	6 8

VI その他

3 3	景観を保全するための建築物、土地の区画形質の変更等の届出 (秋田県の景観を守る条例)	7 0
3 4	岩石採取計画の認可制度（採石法）	7 2
3 5	鉱業権の設定（鉱業法）	7 4
3 6	史跡名勝天然記念物の現状変更等許可（文化財保護法、秋田県文化財保護条例）	7 6
3 7	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出制度（文化財保護法）	7 8
3 8	温泉掘削等の許可（温泉法）	8 0
3 9	大規模小売店舗立地法届出制度（大規模小売店舗立地法）	8 2
4 0	特定工場の新設・変更の届出（工場立地法）	8 4
4 1	宅地建物取引をするための免許等（宅地建物取引業法）	8 6
4 2	優良宅地の認定申請制度（租税特別措置法）	8 8
4 3	宅地分譲地の譲渡予定価格の審査申出制度（租税特別措置法施行令）	9 0
4 4	都市計画区域内の土地の先買い届出（公有地の拡大の推進に関する法律）	9 2

VII 参考資料

1	廃棄物処理施設の許可申請手続きフロー図	9 4
2	環境影響評価（環境影響評価法）の実施手続きフロー図	9 5
3	秋田県環境影響評価条例手続フロー図	9 6
4	林地開発許可制度の体系図	9 7
5	保安林における制限手続きフロー図	9 8
6	都市計画法に基づく開発行為の許可制度手続フロー図	9 9
7	土地区画整理事業フロー図	1 0 0
8	都市計画区域の建物の用途制限概要	1 0 1
9	掲載項目別県庁内担当課（室）一覧	1 0 2

掲載法令等一覧

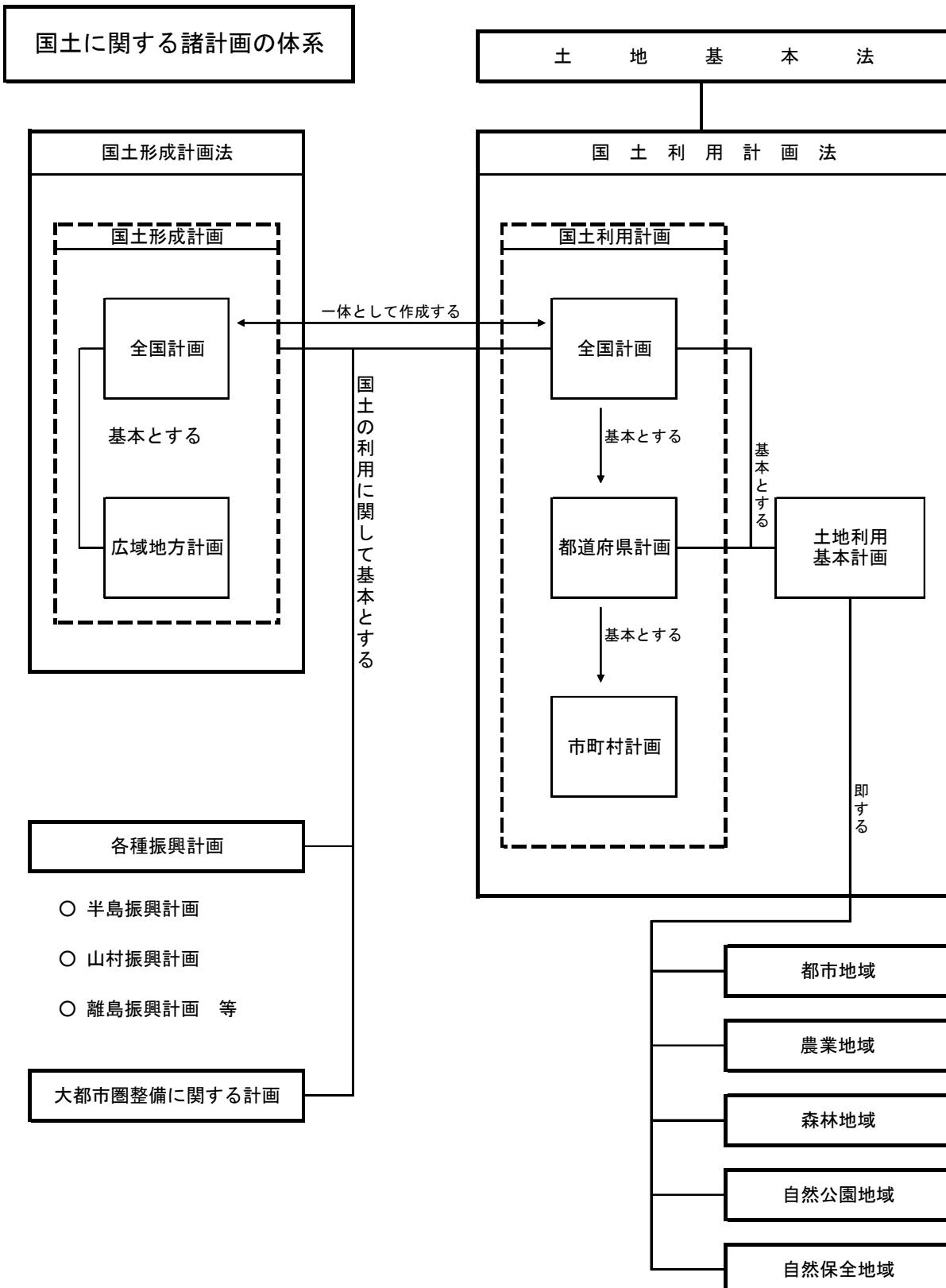
(五十音順)

索引	法令等の名称	庁内担当課(室)	掲載項目名	掲載頁
あ	秋田県屋外広告物条例	都市計画課	屋外広告物の設置許可	44
"	秋田県環境影響評価条例	環境管理課	環境影響評価(環境アセスメント)の手続き	19
"	秋田県自然環境保全条例	自然保護課	自然環境保全地域における制限行為の許可等	13
"	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	森林整備課	水源森林地域における土地売買の事前届出制度	31
"	秋田県大規模取引等事前指導要綱	建設政策課	大規模土地取引の事前指導申出制度	7
"	秋田県の景観を守る条例	都市計画課	景観を保全するための建築物、土地の区画形質の変更等の届出	70
"	秋田県文化材保護条例	教育庁生涯学習課 文化財保護室	史跡名勝天然記念物の現状変更等許可	76
"	秋田県立自然公園条例	自然保護課	自然公園区域内における制限行為の許可等	11
お	温泉法	自然保護課	温泉掘削等の許可	80
か	海岸法	河川砂防課	・海岸保全区域内における 行為制限の許可等 ・一般公共海岸区域における 制限行為の許可等	56 58
"	河川法	河川砂防課	河川区域内の制限行為の許可等	48
"	環境影響評価法	環境管理課	環境影響評価(環境アセスメント)の手続き	19
き	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	河川砂防課	急傾斜地崩壊危険区域内における 制限行為の許可	66
け	建築基準法	建築住宅課	建築確認制度	40
こ	鉱業法	資源エネルギー・産業課	鉱業権の設定	74
"	工場立地法	産業集積課	特定工場の新設・変更の届出	84
"	公有地の拡大の推進に関する法律	建設政策課	都市計画区域内の土地の先買い届出	92
"	港湾法	港湾空港課	臨港地区内における行為の届出	60
"	国土利用計画法	建設政策課	・土地売買届出制度 ・遊休土地の認定制度	59
"	国有財産法	建設政策課	法定外公共用財産の使用	46

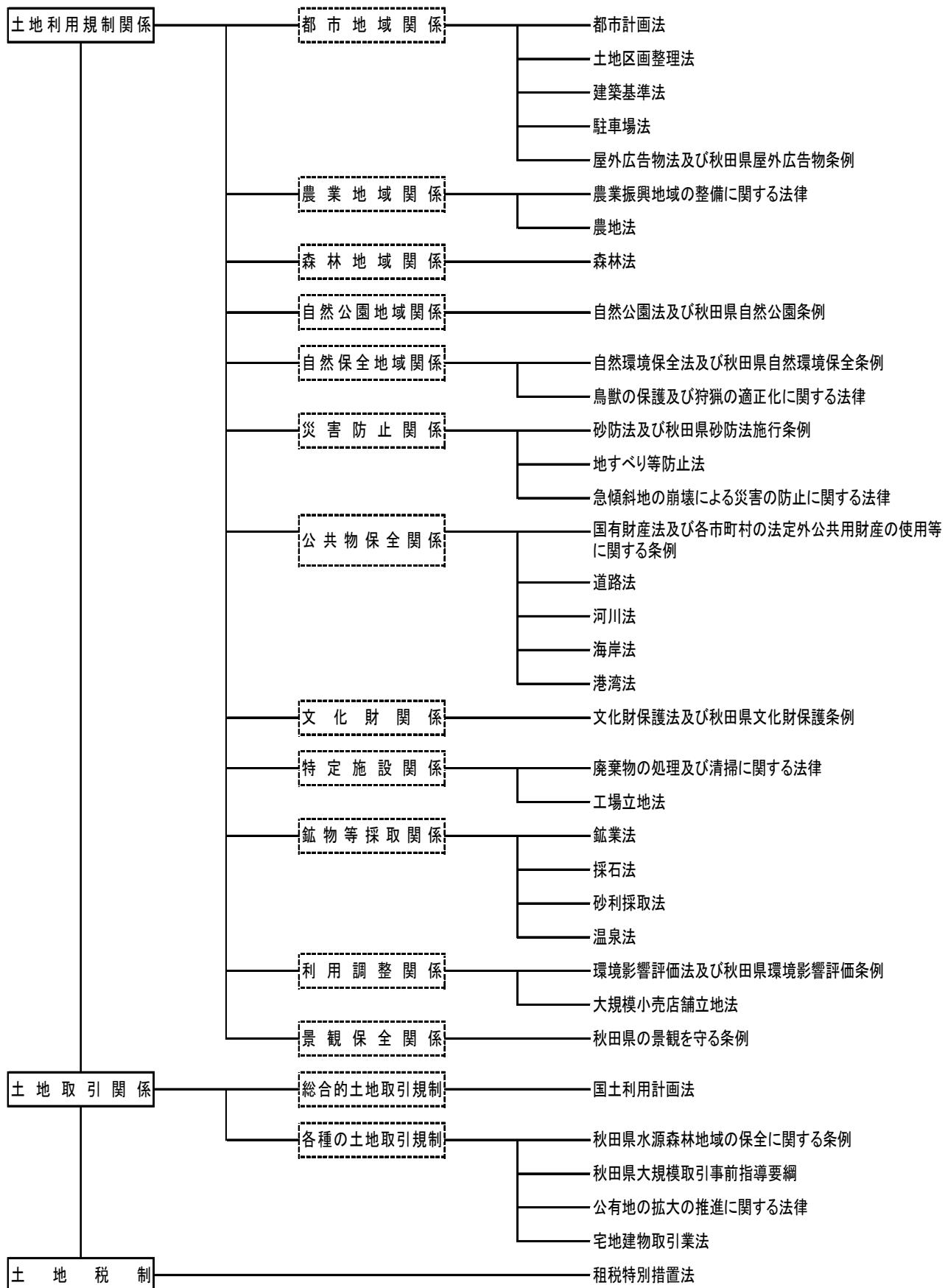
索引	法 令 等 の 名 称	庁内担当課（室）	掲 載 項 目 名	掲 載 頁
さ	採石法	資源エネルギー・産業課	岩石採取計画の認可制度	7 2
"	砂防法	河川砂防課	砂防指定地内における制限行為等の許可	6 2
し	自然環境保全法	自然保護課	自然環境保全地域内における制限行為の許可等	1 3
"	自然公園法	自然保護課	自然公園区域内における制限行為の許可等	1 1
"	森林法	森林整備課	・林地開発許可制度 ・保安林における立木伐採等許可制度	2 7 2 9
じ	地すべり等防止法	河川砂防課	地すべり防止区域内における制限行為の許可	6 4
"	砂利採取法	河川砂防課	砂利採取計画の認可制度	6 8
そ	租税特別措置法 租税特別措置法施行令	都市計画課 建設政策課	・優良宅地の認定申請制度 ・宅地分譲地の譲渡予定価額審査申出制度	8 8 9 0
た	宅地建物取引業法	建築住宅課	宅地建物取引をするための免許等	8 6
だ	大規模小売店舗立地法	商業貿易課	大規模小売店舗立地法届出制度	8 2
ち	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	自然保護課	鳥獣保護区特別保護地区内における制限行為の許可等	1 5
"	駐車場法	都市計画課	路外駐車場設置等の届出	4 2
と	都市計画法	都市計画課	・都市計画法に基づく開発行為の許可制度 ・都市計画施設等の区域内における建築許可	3 3 3 8
"	土地区画整理法	都市計画課	土地区画整理事業	3 6
ど	道路法	道路課	・道路の占用許可等 ・道路管理者以外の者が行う道路工事の施行承認制度 ・道路予定区域内の土地における行為制限の許可等	5 0 5 2 5 4
の	農業振興地域の整備に関する法律	農林政策課	・農業振興地域内の農用地区域除外手続き ・農用地区域内の開発行為の許可制度	2 1 2 3
"	農地法	農林政策課	農地転用許可制度	2 5
は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境整備課	廃棄物処理施設等の設置許可	1 7
ぶ	文化財保護法	教育庁生涯学習課 文化財保護室	・史跡名勝天然記念物の現状変更等許可 ・周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出制度	7 6 7 8

土地利用関係法令の体系

I 土地利用計画の体系



II 土地利用関係法令の体系



(注)上記記載の法令等以外にも関係法令は多数あるが、本書掲載関係法令等を記載したものである。

1 土地売買届出制度 (国土利用計画法)

制度の要点	一定面積以上の土地について売買等の契約を締結した場合には、その土地の権利取得者は、土地が所在する市町村長を経由して「土地売買等届出書」を契約締結の日から起算して2週間以内に知事に届出なければならない。（法第23条）									
目的	土地は、国民の生活や経済活動にとって不可欠な基盤であり、国民のための限られた資源であることから、乱開発を未然に防止して、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。									
対象地域	県内全域									
内容及び必要手続	<p>1) 一定面積とは</p> <table> <tr> <td>市街化区域内</td> <td>・・・・・</td> <td>2, 000m²以上</td> </tr> <tr> <td>市街化区域を除く都市計画区域内</td> <td>・・・・・</td> <td>5, 000m²以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>・・・・・</td> <td>10, 000m²以上</td> </tr> </table> <p>なお、契約を数回に分けて行う場合でも、計画段階における土地利用面積が上記の面積以上のまとまった土地（一団の土地）になる場合には、届出が必要となる。</p> <p>2) 届出が必要な土地売買等契約とは</p> <p>土地に関する所有権などの権利（所有権のほか、地上権、賃借権、予約完結権、買戻権など）を移転、交換又は設定するための契約（予約を含む。）で対価（金銭以外の現物取引による場合を含む。）が伴うもの。</p> <p>※抵当権、質権、地役権等の設定、相続、贈与などの場合は届出不要。</p> <p>3) 届出する内容は</p> <p>土地の所在地番、地目、面積、売買等の契約価格、利用目的などを「土地売買等届出書」（用紙は、県及び市町村で交付。）に記載して届出が必要な土地が所在する市町村に提出する。</p>	市街化区域内	・・・・・	2, 000m ² 以上	市街化区域を除く都市計画区域内	・・・・・	5, 000m ² 以上	都市計画区域外	・・・・・	10, 000m ² 以上
市街化区域内	・・・・・	2, 000m ² 以上								
市街化区域を除く都市計画区域内	・・・・・	5, 000m ² 以上								
都市計画区域外	・・・・・	10, 000m ² 以上								
許可等の基準	<p>1) 届出内容の審査基準は</p> <p>○利用目的の審査</p> <p>土地利用基本計画その他土地利用に関する計画に適合するとともに、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められないこと。（法第24条）</p> <p>2) 審査後の措置は</p> <p>①届出内容が基準に適合する場合</p> <p>届出者あてに知事から不勧告通知書が送付される。</p>									

	<p>②届出内容が基準に適合しないが、必要な手続きをすることにより基準に適合するようになる見通しがある場合など 届出者あてに知事から必要な手続きなどについての助言通知書が送付される。</p> <p>③届出内容が基準に適合しない場合 土地利用審査会の意見を聴いたうえで、届出者あてに知事から利用目的変更の勧告通知が送付される。</p>
手 続 の フ ロ ー 図	
	※市町村に権限が移譲されている場合がある。
処理日数	届出を受理した日から起算して3週間以内
担当機関	県建設部建設政策課 用地班 ※届出書の提出先は市町村
罰則等	契約締結の日から2週間以内に届出をしなかった場合、及び虚偽の届出をした場合は、罰則の適用がある。
備考	<p>法第27条の4及び第27条の7には、注視区域及び監視区域での届出について規定されているが、現在のところ、秋田県内では注視区域及び監視区域は指定されていない。 (注視区域及び監視区域の指定がある場合は、土地売買等の契約前に届出が必要となる。これを「事前届出制」という。)</p> <p>また、法第15条には、規制区域での許可申請について規定されているが、同様に現在のところ秋田県内において対象となる区域はない。</p>

2 大規模土地取引の事前指導申出制度 (秋田県大規模取引等事前指導要綱)

制度の要綱	土地売買等の届出が必要な土地の取引で一定の規模を越える大規模な開発行為を目的とした土地取引の場合は、土地売買等の届出及び開発に係る他の関係法令による許可申請、届出等の手続きに先立って知事に事前指導申出書を提出するものとする。 (要綱第3第1項)
目的	大規模な開発行為は、周辺の土地利用に与える社会的影響が大きいほか、国土利用計画法をはじめとする土地利用関係法令に基づく多くの許可等の手続きが必要とされるため、個別法令等の手続きに先立って事前指導を行うことによって、開発事業者の手続きの円滑化に資するとともに適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 事前指導申出が必要な「大規模土地取引」とは 土地の区画形質を変更する目的（土石等の採取及び木竹の伐採等を含む。）で、土地を取得するために売買等の契約等（権利の移転及び設定するための契約、仮契約、売買予約をいう。）を締結しようとする場合であって、取得予定の一団の土地の面積が5haを超える場合、事前指導申出の対象となる。（要綱第2）</p> <p>2) 事前指導申出の内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取得予定の土地の所在地番、地目、面積、取得予定価格 ② 事業概要（継続事業である場合は、その全体計画） ③ 予定建築物等の規模 ④ 事業費及び資金計画 <p>3) 事前指導申出に必要な添付書類は</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 位置図、現況平面図、土地利用計画図（施設配置計画、道路計画等） ② 土地利用計画概要書（予定施設の種類及び規模、土地利用計画、防災・自然環境保全及び公害防止に関する措置、利水排水計画） ③ 開発事業者が法人の場合、その定款 <p>以上について各5部提出。</p>

許可等の基準	<p>1) 事前指導申出に対する審査内容は 利用目的の個別土地利用規制関係法令との適合性について審査し、土地利用調整委員会等で庁内関係各課の調整をする。</p> <p>2) 審査後の措置は 審査結果を開発事業計画者に通知し、基準に適合して支障がないものと認められる場合は、事業実施に必要な個別土地利用規制法による許認可申請等の手続きを促し、土地売買等の契約締結後は、国土利用計画法に基づく土地売買等届出を提出させる。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- ① 事前指導申出書提出(5部) --> B[土地所在市町村] B -- ② 事前指導申出書送付(4部) --> C[県] C -- ③ 意見書の送付 --> D[土地利用調整委員会] D --> E[申請者] E -- ④ 申出への回答(通知) --> B </pre>
処理手続に要する日数	一般的な案件は、申出書を受理した日から概ね6週間程度（申出の内容によって6週間以上の期間を要する場合もある。）
担当機関	県建設部建設政策課 用地班
備考	大規模取引等事前指導要綱では、国土利用計画法にいう「注視区域・監視区域」においては3ha以上、「規制区域」においては1ha以上の場合は事前指導申出が必要となるが、現在のところ秋田県内においてこれらの区域は指定されていない。

3 遊休土地の認定制度 (国土利用計画法)

制度の要点	国土利用計画法に基づく土地売買等届出をして取得した土地について、その土地が取得後2年以上経過し、その土地の利用状況が未利用又は低利用であると認められるなどの一定の要件に該当する場合には、知事は、当該土地の所有者に対して、その土地が遊休土地である旨を通知する。 (法第28条)
目的	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に際して行われる土地利用目的の審査を事後的に補完する意味で、土地所有者による自発性を尊重しつつ、土地の積極的活用を図ることを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 遊休土地とは</p> <p>国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出をして取得した土地で、次の要件に該当するもの。</p> <p>ア) 取得に係る一団の土地の面積が次の規模以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・市街地区域～2,000m²以上、その他都市計画区域～5,000m²以上・都市計画区域外～10,000m²以上 <p>イ) 土地取得後2年以上経過していること。</p> <p>ウ) 住宅や事業用に供されていない場合、又は利用されているものの、その土地の利用の程度が周辺の地域における同一用途の利用状況に比較して著しく劣るもの。</p> <p>エ) 土地利用基本計画等の土地利用諸計画に照らし、土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があるもの。</p> <p>2) 土地所有者に対する措置等</p> <p>【所有者に対する遊休土地認定通知】</p> <p>遊休土地であると認定された土地の所有者に対しては、土地の積極的な利用を促すため、知事はその旨を通知する。 (法第28条)</p> <p>【遊休土地の利用、処分計画の届出】</p> <p>遊休土地の通知を受けた者は、通知があった日から6週間以内に当該土地の利用又は処分計画を知事に届出しなければならない。 (法第29条)</p> <p>【知事による助言又は勧告】</p> <p>遊休土地の利用、処分計画の届出に対して、必要に応じて助言するとともに、届出された遊休土地の利用、処分計画が土地の有効かつ適切な利用の促進を図る上で支障があると認められる場合、土地利用審査会に意見を聴いて、その届出をした者に対して、知事は、届出された利用、又は、処分計画の変更等について勧告することができる。 (法第30条、31条)</p>

	<p>3) 遊休土地の買取り協議制度とは</p> <p>① 遊休土地の利用、処分計画についての勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合、知事は、遊休土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行う旨を通知する。（法第32条）</p> <p>② 遊休土地の買取り協議は知事がその旨の通知をした日から6週間経過するまでの間にすることができる、当該土地所有者は正当な理由がなければこれを拒否できない。</p>
手 続 の フ ロ ー 図	<pre> graph TD Mayor[市町村長] -- "遊休土地であることの通知をするべき旨の申出" --> Advisor[知事] Advisor -- "遊休土地である旨の通知" --> Landowner[遊休土地所有者] Landowner -- "土地の利用処分計画届出" --> Advisor Advisor -- "届出の計画に助言・勧告" --> Landowner Landowner -- "買取り協議実施の通知" --> LocalBody[地方公共団体等] LocalBody -- "(意見聴取)" --> Hearing[土地利用審査会] Hearing -- "通知" --> Landowner LocalBody -- "(買取協議)" --> Landowner </pre> <p>※市町村に権限が移譲されている場合がある。</p>
担 当 機 関	県建設部建設政策課 用地班
罰 則	遊休土地の認定通知を受けた者が、当該土地に関する利用、処分計画の届出をしない場合には、罰則の摘要がある。
備 考	

4 自然公園区域内における制限行為の許可等 (自然公園法、秋田県立自然公園条例)

制度の要点	<p>自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の区域内において、建築物その他の工作物の新築等のほか木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更等の行為をしようとする者は、特別保護地区及び特別地域内については、国立公園に係るものは環境大臣の、国定公園及び県立自然公園に係るものは知事の許可を受けなければならない。また、特別保護地区を除く特別地域内において家畜の放牧等をしようとする場合や、普通地域内において一定規模を超える建築物等の新築等のほか土地の形状変更をする行為などについては、あらかじめ知事に届出しなければならない。</p> <p>（法第20条、21条、33条、県条例第15条、17条）</p>
目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
対象地域	国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域内
内容及び必要手続	<p>1) 特別地域内で許可等が必要な行為とは</p> <p>【許可行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採、環境大臣の指定する区域内での木竹の損傷 ③鉱物の掘採、土石の採取 ④河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼす行為又は環境大臣（県立自然公園においては知事）が指定する湖沼、湿原等に汚水、廃水を排水施設を設けて排出する行為 ⑤広告物類の掲出、設置又は標示 ⑥水面の埋め立て、又は干拓 ⑦土地の形状の変更 ⑧屋外において土石その他の環境大臣（県立自然公園においては知事）が指定するものを集積、又は貯蔵 ⑨環境大臣（県立自然公園においては知事）が指定する高山植物等の採取、又は損傷 ⑩環境大臣（県立自然公園においては知事）が指定する山岳に生息する動物その他動物を捕獲、若しくは殺傷、又は卵の採取、若しくは損傷 ⑪屋根、壁面、堀等の色彩の変更 ⑫環境大臣（県立自然公園においては知事）が指定する区域内での車馬若しくは動力船の使用、又は航空機の着陸 ⑬環境大臣が指定する区域内での指定する植物の植栽又は当該植物の種子まき ⑭環境大臣が指定する区域内での指定する動物を放つこと ⑮環境大臣が指定する区域内へ指定する期間内に立ち入ること

【届出行為】

①特別地域の指定又は地域の拡張等により行為の規制を受けた際に既に着手していた行為。(指定等の日から3ヵ月以内)

②非常災害のために必要な応急措置として行った行為(14日以内)

③家畜の放牧等(行為着手前)

2) 特別保護地区で許可が必要な行為とは

①特別地域内の許可行為のうち①～⑦、⑪及び⑮の行為

②木竹の損傷又は木竹の植栽

③動物を放つこと(家畜の放牧を含む)

④屋外における物の集積、貯蔵

⑤火入れ又はたき火

⑥木竹以外の植物の採取、損傷、落葉若しくは落枝の採取

⑦動物の捕獲、殺傷、動物の卵の採取若しくは損傷

⑧道路、広場以外での車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸

⑨木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと

(注) 県立自然公園には特別保護地区はない。

3) 普通地域内で届出が必要な行為とは

①一定規模を超える工作物の新築、改築、増築

②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為

③広告物類の掲出、設置、標示

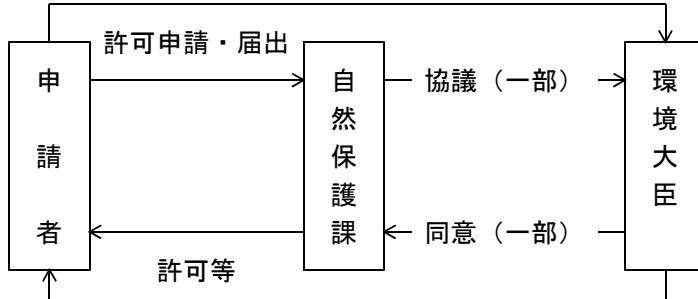
④水面の埋め立て又は干拓

⑤鉱物の掘採又は土石の採取

⑥土地の形状変更

⑦海底の形状変更

手続きの
フロー図



※国立公園に係る許可是環境大臣が、国定公園及び県立自然公園は県知事が許可権者である。

担当機関

環境大臣(国立公園課、東北地方環境事務所)
県生活環境部自然保護課 自然公園班

罰則等

無許可、無届け、虚偽届出のほか、許可条件違反及び原状回復命令違反については、罰則を適用する規定がある。

5 自然環境保全地域における制限行為の許可等 (自然環境保全法、秋田県自然環境保全条例)

制度の要点	<p>自然環境保全地域内の特別地区において、建築物その他の工作物の新築等、土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の採取などの行為をしようとする場合には、許可（国指定地区～環境大臣、県指定地区～知事）を受けなければならない。</p> <p>（法第25条、条例第15条）</p> <p>また、特別地区内の野生動植物保護地区においては、環境大臣又は知事が特に認めた場合等を除き保護すべき野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲、殺傷、採取若しくは損傷してはならない。（法第26条、条例第16条）</p> <p>自然環境保全地域の普通地区において、上記の行為をしようとする場合には、環境大臣又は知事にあらかじめ届出しなければならない。（法第28条、県条例第17条）</p> <p>なお、県条例に基づく緑地環境保全地区での各種行為及び一定規模以上の宅地造成等の開発行為についてはあらかじめ知事に届出しなければならない。</p>
目的	自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
対象地域	県内の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域等
内容及び必要手続	<p>1) 特別地区内の行為の規制とは</p> <p>【許可行為】（法第25条第4項、条例第15条第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ②宅地の造成、土地の開墾、その他土地の区画形質の変更 ③鉱物の掘採、又は土石の採取 ④水面の埋立て、又は干拓 ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為 ⑥木竹の伐採 ⑦環境大臣又は知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内の水域において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること ⑧環境大臣又は知事が指定する区域内での車馬、若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 <p>【届出行為】（法第25条第7項、条例第15条第7項）</p> <p>特別地区内においての非常災害のために必要な応急措置として上記①～⑧の行為をした場合は、行為の日から14日以内に届出を要する。</p>

	<p>2) 野生動植物保護地区内の行為の規制とは (法第26条、条例第16条) 野生動植物（動物の卵を含む。）の捕獲、採取若しくは損傷</p> <p>3) 普通地区内及び緑地環境保全地域で届出を要する行為とは (法第28条第1項) 次の行為をしようとする場合、あらかじめ環境大臣又は知事に届出し、届出の日から30日を経過した後でなければすることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一定規模を超える建築物その他工作物の新築、改築、増築 ②宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ③鉱物の掘採、又は土石の採取 ④水面の埋め立て、又は干拓 ⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量の増減を及ぼす行為（緑地環境保全地域を除く） ⑥木竹の伐採（緑地環境保全地域のみ）
許可等の基準	<p>【許可等の基準とは】 特別地区内においての許可申請行為が、総理府令及び秋田県規則で定める基準に適合すること。</p>
手続フロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請(届出)" --> B[自然保護課] B -- "許可等" --> C[環境大臣] </pre> <p>※国指定地域は環境大臣が、県指定地は県知事が許可権者である。</p>
担当機関	県生活環境部自然保護課 調整・自然環境班、環境省
罰則等	許可を受けないでした行為、許可の条件に違反した場合、無届出、虚偽の届出、法令に基づく処分に違反した場合などには、罰則の適用がある。

6 鳥獣保護区特別保護地域内における制限行為の許可等 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)

制度の要点	<p>鳥獣保護区特別保護地区の区域内において、建築物及びその他の工作物の新築等のほか水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採等の行為をしようとする者は、環境大臣が指定する特別保護地区にあっては環境大臣の、都道府県が指定する特別保護地区にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められるものについては、この限りではない。 (法第29条)</p>
目的	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。
対象地域	国指定鳥獣保護区特別保護地区、県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域内
内容及び必要手続	<p>1) 鳥獣保護区特別保護地区内で許可等が必要な行為（法第29条第7項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物・その他の耕作物の新築、改築、増築 ②水面の埋め立て、干拓 ③木竹の伐採 <p>2) 鳥獣の保護に支障がないと認められる行為（施行規則第38条、施行細則第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境大臣又は都道府県知事が指定する水面以外の水面の埋め立て又は干拓で、総面積が1ha以下 ②単木折伐、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは伐採 ③次に掲げる工作物の設置 <ul style="list-style-type: none"> イ 住宅及びこれに附属工作物 ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑 ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎 ニ 自家用排水の送水施設又は自家用発電の送電施設 ホ 面積が30m²以内の休憩所又は停留所 ヘ 高さが5m以内の展望台 ト 延長が500m以内の歩道 チ 高さが3m以内であり、かつ長さが5m以内の公園遊戯施設 リ 面積が15m²以内の公衆便所 ヌ 高さが5m以内であり、かつ面積が15m²以内の仮工作物 ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物 ヲ 延長が500m以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物 ワ 自然木を利用した仮設軽索道 カ 既存工作物に附属する工作物であって、高さが5m以内であり、かつ面積が15m²以内のもの

許可等の基準	<p>【許可等の基準とは】</p> <p>次のいずれかに該当する場合を除き許可する（法第27条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 ②当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
手続きのフロー図	<pre> graph LR A[申請者] --> B["森づくり推進課 （2部）"] B --> C["副申 許可(不許可)通知"] C --> D["自然保護課 生活環境部"] </pre>
処理日数	<p>地域振興局（経由）：申請を受理した日から起算して7日以内 自然保護課（処分）：副申を受理した日から起算して3日以内 （生活環境部関係共通許認可等事務以外の許認可等事務の処分日数及び経由日数に関する要項）</p>
担当機関	生活環境部自然保護課 調整・自然環境班 ※申請書の提出先は地域振興局
罰則等	<p>申請をしなかった場合、及び虚偽の申請をした場合は、罰則の適用がある。 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第84条）</p>
備考	<p>施行令第2条には、鳥獣保護区特別保護地域内の指定した区域（特別保護指定区域）についての許可を要する行為が記載されているが現在のところ、秋田県内では指定されていない。</p> <p>【鳥獣保護区とは】</p> <p>環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。（法第28条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域。 ②都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって①以外の区域。 <p>【特別保護地区とは】</p> <p>環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。（法第29条）</p>

7 廃棄物処理施設等の設置許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

制度の要点	一般廃棄物処理施設を設置（変更を含む。）しようとする場合、又は産業廃棄物処理施設を設置（変更を含む。）しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。 (法第8条、15条、15条の2の6)
目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
対象地域	秋田市を除く県内全域（秋田市の場合は、秋田市長の許可が必要）
内容及び必要手続	<p>1) 設置許可が必要な一般廃棄物処理施設とは ※市町村が設置する場合は届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ処理施設（処理能力5t／日以上の施設、ただし焼却施設にあっては200kg／時以上のもの又は火格子面積が2m²以上のもの） ②し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。） ③一般廃棄物最終処分場 <p>2) 設置許可が必要な産業廃棄物処理施設とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ①汚泥の脱水施設（10m³／日を超えるもの） ②汚泥の乾燥施設（10m³／日を超えるもの、ただし天日乾燥施設の場合は100m³／日を超えるもの） ③汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く）の焼却施設（5m³／日を超えるもの、200kg／時以上のもの又は火格子面積が2m²以上のもの） ④廃油の油水分離施設（10m³／日を超えるもの） ⑤廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く）の焼却施設（1m³／日を超えるもの、200kg／時以上のもの又は火格子面積が2m²以上のもの） ⑥廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m³／日を超えるもの） ⑦廃プラスチック類の破碎施設（5t／日を超えるもの） ⑧廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く）の焼却施設（100kg／日を超えるもの又は火格子面積が2m²以上のもの） ⑨木くず又はがれき類の破碎施設（5t／日を超えるもの） ⑩汚泥（水銀、カドミ、鉛等を含有するもの）のコンクリート固型化施設 ⑪水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 ⑫汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ⑬廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設 ⑭廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

	<p>⑯廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 ⑰ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 ⑱産業廃棄物の焼却施設（③、⑤、⑧、⑭以外の焼却施設） （200kg／時以上のもの又は火格子面積が2m²以上のもの） ⑲産業廃棄物の最終処分場（しゃ断型最終処分場、安定型最終処分場、管理型最終処分場）</p>								
許可等の基準	<p>①環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 ②設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境保全について、適正な配慮がなされたものであること。 ③申請者の能力が設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 ④申請者等が欠格要件に該当しないこと。</p>								
手続のフロー図	巻末資料を参照。（P94）								
処理日数	<table> <tr> <td>最終処分場、焼却施設の設置許可</td> <td>受理の日の翌日から起算して90日以内</td> </tr> <tr> <td>その他の中間処理施設の設置許可</td> <td>受理の日の翌日から起算して30日以内</td> </tr> <tr> <td>最終処分場、焼却施設の使用前検査</td> <td>受理の日の翌日から起算して30日以内</td> </tr> <tr> <td>その他の中間処理施設の使用前検査</td> <td>受理の日の翌日から起算して20日以内</td> </tr> </table>	最終処分場、焼却施設の設置許可	受理の日の翌日から起算して90日以内	その他の中間処理施設の設置許可	受理の日の翌日から起算して30日以内	最終処分場、焼却施設の使用前検査	受理の日の翌日から起算して30日以内	その他の中間処理施設の使用前検査	受理の日の翌日から起算して20日以内
最終処分場、焼却施設の設置許可	受理の日の翌日から起算して90日以内								
その他の中間処理施設の設置許可	受理の日の翌日から起算して30日以内								
最終処分場、焼却施設の使用前検査	受理の日の翌日から起算して30日以内								
その他の中間処理施設の使用前検査	受理の日の翌日から起算して20日以内								
担当機関	県生活環境部環境整備課 調整・循環型社会推進班、廃棄物対策班、県内各保健所								
罰則等	許可を受けないで廃棄物処理施設を設置した場合、許可の条件に違反して施設を設置した場合、施設の改善命令又は使用停止命令等の行政処分に違反した場合などには、罰則が適用される。								
備考	<p>①産業廃棄物処理施設設置の「事前協議制度」について 産業廃棄物処理施設の設置許可については、「秋田県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、事業計画等についての事前協議制度を取っているので、上記の設置許可申請は事前協議終了後に行うこととなる。</p> <p>②技術管理者について 廃棄物処理施設の設置者（政令で定める場合を除く）は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるために自ら技術管理者として管理する場合を除き技術管理者を置かなければならない。</p>								

8 環境影響評価（環境アセスメント）の手続き (環境影響評価法、秋田県環境影響評価条例)

制度の要点	土地の形状の変更や工作物の新設等の事業を行う場合に、その事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、地域住民などから環境の保全の見地からの意見を聴いて環境に配慮した事業計画とするための一連の手続き。 一定規模以上の道路、ダム、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場などの施設を設置等しようとする者は、事業の実施に当たり、あらかじめこの一連の手続きを行わなければならない。				
目的	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価の手続を定め、評価の結果を事業の免許などの事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする。				
対象地域	法律は国内全域、条例は県内全域				
内容及び必要手続	<p>1) 環境影響評価の対象事業は</p> <p>主な対象事業（規模）は次のとおりです。また、地域によっては規模の要件がさらに小さくなる場合があります。</p> <p>詳しくは、担当機関に問い合わせるか、次のホームページを御覧ください。</p> <p>アセス支援ネット：http://www.env.go.jp/policy/assess/</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事 業 の 種 類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">規 模 の 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①道路 高速自動車道 一般国道 " (県道、市町村道含む) 農道 林道 " </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> すべて (法) 4車線以上・10km以上 (法) 4車線以上・7.5km以上 (条例) 幅員6.5m以上・15km以上 (条例) 幅員6.5m以上・20km以上 (法) 幅員6.5m以上・15km以上 (条例) </td> </tr> </tbody> </table>	事 業 の 種 類	規 模 の 要 件	①道路 高速自動車道 一般国道 " (県道、市町村道含む) 農道 林道 "	すべて (法) 4車線以上・10km以上 (法) 4車線以上・7.5km以上 (条例) 幅員6.5m以上・15km以上 (条例) 幅員6.5m以上・20km以上 (法) 幅員6.5m以上・15km以上 (条例)
事 業 の 種 類	規 模 の 要 件				
①道路 高速自動車道 一般国道 " (県道、市町村道含む) 農道 林道 "	すべて (法) 4車線以上・10km以上 (法) 4車線以上・7.5km以上 (条例) 幅員6.5m以上・15km以上 (条例) 幅員6.5m以上・20km以上 (法) 幅員6.5m以上・15km以上 (条例)				

②ダム	貯水面積100ha以上（法） 貯水面積75ha以上（条例）
③飛行場	滑走路長2500m以上（法） 滑走路長1875m以上（条例）
④発電所 水力発電所 〃 火力発電所 〃 地熱発電所 〃 風力発電所	出力3万kW以上（法） 出力2万2500kW以上（条例） 出力15万kW以上（法） 出力11万2500kW以上（条例） 出力1万kW以上（法） 出力7500kW以上（条例） 出力1万kW以上（法）
⑤廃棄物最終処分場	面積30ha以上（法） 埋立面積3ha以上（条例）
⑥埋立、干拓	面積50ha超（法） 面積40ha以上（条例）
⑦土地区画整理事業	面積100ha以上（法） 面積75ha以上（条例）
⑧ゴルフ場	ホール数18以上かつホールの平均距離100m以上又はホール数9以上かつホールの平均距離150m以上（条例）
その他の法・条例対象事業 河川（堰等）、鉄道、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地（住宅地、工場用地）の造成事業、廃棄物処理施設（焼却施設、し尿処理施設）、農用地造成事業、レクリエーション施設（スキー場等）、土石・鉱物の掘採、残土処分場、工場・事業場、畜産施設、下水道終末処理場	

2) 環境影響評価の実施時期は

対象事業を実施するために許認可等が必要な場合は当該許認可等の申請等の前、許認可等が必要ない場合は当該対象事業に係る工事の着手の前までに、環境影響評価に関する手続きのうち環境影響評価書の公告までの手続きを行わなければならない。

担当機関	県生活環境部環境管理課 環境審査班
備考	環境影響評価の実施に関するフロー図は、別添資料参照のこと。（P95、96）

9 農業振興地域内の農用地区域除外手続き (農業振興地域の整備に関する法律)

制度の要点	農業振興地域内の農用地区域に指定されている土地は、農業上の利用を確保する目的で農用地利用計画で指定された用途以外に供するための農地転用は認められないため、農用地以外の利用目的に供するためには、あらかじめ農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）をしなければならない。
目的	地域の農業の振興を図るため、農業生産基盤となる優良な農用地を確保、保全、整備するとともに、計画的な農業施策を実施することを目的とする。
内容及び必要手続	<p>1) 農用地区域とは</p> <p>農用地区域とは、今後おおむね10年以上にわたり農業生産の基盤として確保されるべき土地の区域で、また、土地改良、農用地造成等の農業基盤整備を計画的に推進することを予定している区域であって、具体的には以下のような用途の土地をいう。</p> <p>①【農地及び採草放牧地】 耕作の目的又は養畜のための採草地及び家畜の放牧地。</p> <p>②【混牧林地】 主に木竹の生育に供され、併せて耕作、採草地又は家畜の放牧地として利用される土地。</p> <p>③【農業用施設用地】 農用地の保全又は利用上必要な農道、用排水等の施設の用地及び農産物の生産、集荷、貯蔵、加工等のための施設の用地。</p> <p>2) 農用地区域からの除外の要件とは</p> <p>農用地区域内の土地は、上記のように農業上の利用を確保する目的でその用途が指定されていることから、農業以外の他の目的に利用しようとする場合、あらかじめ、農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外しなければならないが、この場合、原則として次の要件を満たすことが必要である。</p> <p>【農用地区域除外の要件】</p> <p>ア) その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。</p> <p>イ) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ウ) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>エ) 農業用用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>オ) 土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。</p>

	<p>3) 農用地区域から除外するための手続きとは</p> <p>①やむを得ず農用地区域から除外する必要があるときで、前掲の除外の要件をすべて満たしている場合、事業者等は市町村長に農業振興地域整備計画の変更を申し出る。</p> <p>②市町村長は、農業振興地域整備計画を変更しようとする場合、関係する農業団体等の意見を聴いて、知事に協議する。</p> <p>(変更までの詳しい手続きは、以下のフロー図を参照のこと。)</p>
手 続 の フロー 図	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更の手続き</p> <pre> graph TD A[市町村各種 関係農業團 体等] -- "↓ 意見 聴取 ↑" --> B[市 町 村] B -- "申 出" --> C[計画変更案の公告 縦覧期間 おおむね30日 (地域住民の意見書の提出可) 異議申立期間 15日] C -- "← 回答" --> B B -- "協 議" --> D[県 地域 振 興 局 農業振興普及課] D -- "回 答 (同 意)" --> B B -- "報告" --> E[県農林政策課] E -- "変更計画決定 公 告" --> F[] </pre>
処理手続に 要する日数	市町村農業振興地域整備計画の変更のための協議に対する回答は、協議書を受理した日の翌日から起算して15日以内
担当機関	各市町村農政担当課 県各地域振興局農林部農業振興普及課
備 考	

10 農用地区域内の開発行為の許可制度 (農業振興地域の整備に関する法律)

制度の要点	農業振興地域の農用地区域内において宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更をしようとする場合、又は建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築をしようとする場合は、あらかじめ、これらの開発行為について知事の許可を受けなければならない。 (法第15条の2)
目的	農用地区域は、地域の農業を振興していくうえでの農業生産基盤として、将来にわたつて農用地等としての利用を確保する必要がある区域を指定したものであるが、現況が農地や採草放牧地以外の山林原野等の非農地については、農地法による規制が及ばないことから、これらの土地についての農業上の土地利用を確保することを目的とする。
対象地域	県内の農業振興地域農用地区域内
内容及び必要手続	<p>1) 農用地区域内の開発行為とは</p> <p>【開発行為の範囲】</p> <p>宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更、土石等の採取、鉱物の掘採、切土、掘削、盛土、物件の集積等など土地の物理的形状を変更する行為又は建築物及びその他の工作物の新築、改築、増築を開発行為という。</p> <p>2) 許可を要する開発行為とは</p> <p>開発行為をしようとする場合は、次に掲げる一定の要件に該当するものを除いて開発許可を受けなければすることができない。</p> <p>【開発許可を要しない場合とは】</p> <p>①開発行為の主体が国又は地方公共団体である場合（学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舎を除く。）。</p> <p>②開発行為を土地改良法に基づく土地改良事業の施行として行う場合。</p> <p>③農地法の農地転用許可を受けて行う開発行為の場合。</p> <p>④その他の場合で法令で定められた一定の場合の開発行為。</p> <p>3) 開発行為の許可を申請するには</p> <p>開発行為の許可を申請しようとする場合は、申請書に開発行為の工事計画の概要、図面等の必要な書類を添え、土地の所在する市町村を経由して知事に提出しなければならない。</p>

許可等の基準	<p>【開発許可基準とは】</p> <p>次のいずれにも該当しない場合でないと開発行為は許可されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開発行為により、当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (開発行為の目的が一時的に農用地等以外の用途に供するものでない場合) ②開発行為により、開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。 (開発行為に起因する災害発生のおそれがある場合) ③開発行為により、開発行為に係る土地の周辺農用地等のための農業用用排水施設の機能に著しい支障をおよぼすおそれがあること。 (開発行為によって農業用排水施設の損壊、土砂の流入による用排水の停滞、汚濁水の流入などのおそれがある場合)
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市 町 村] B -- 副申 --> C["※県知事 農 業 振 興 普 及 課"] C -- 訪問 --> D[県農業会議] D -- 答申 --> E[C] E -- 許可(不許可) 通知 --> F[B] F -- 許可(不許可) 通知 --> G[A] </pre> <p>※市町村長に権限が移譲されている場合がある。</p>
処理手続に要する日数	申請書を受理した日の翌日から起算して、概ね30日以内
担当機関	県各地域振興局農林部農業振興普及課
罰則等	許可を受けないで開発行為をした者又は許可の条件に違反して開発行為をした場合には罰則が適用されることがある。
備考	

1.1 農地転用許可制度 (農地法)

制度の要点	農地を農地以外の用途に転用する場合、農地又は採草放牧地をそれ以外の用途に転用するため、賃借権等の権利を設定又は所有権を移転する場合は、知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 (法第4条及び5条)
目的	優良な農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに、農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、その利用関係の合理化を図るため、農地の転用を適正に規制することによって、農地等が無秩序に他用途に転用されることを防止することを目的とする。
内容及び必要手続	<p>1) 農地及び採草放牧地とは</p> <p>【農地とは】 耕作の目的に供される土地をいい、現に耕作の用に供されている土地のほか、耕作しようとすればいつでも耕作できると認められる土地（休耕地、不耕作地）を含む。</p> <p>【採草放牧地とは】 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地をいう。</p> <p>2) 農地転用とは 農地転用とは、農地又は採草放牧地（「農地等」という。）を農地等以外に用途を転換する行為をいい、一時的な場合を含む。</p> <p>3) 農地転用許可を受けるには 農地を転用する場合には知事または農林水産大臣の許可が必要である。 ただし、市街化区域内の農地等の転用の場合にはあらかじめ農業委員会に届出すれば許可は不要である。</p> <p>① 【自己転用の場合（法第4条許可）】 自己の農地を農地以外の用途に転用する場合（権利の設定又は移転が伴わない場合）には法第4条許可申請が必要。</p> <p>② 【転用目的の権利の設定、移転の場合（法第5条許可）】 農地等の転用を目的として賃借権等の権利を設定又は所有権を移転する場合には法第5条許可申請が必要。</p>

	<p>③【農地等転用許可権者】 転用する農地等の面積により許可権者が異なる。</p> <p>ア【農林水産大臣許可】～転用面積が4haを超える場合 (政令で定める場合を除く。)</p> <p>イ【知事許可】～転用面積が4ha以下の場合及び4haを超える場合で政令で定めるもの。</p>
許可等の基準	<p>【農地転用許可基準とは】</p> <p>1) 立地基準 農地等を、その位置、自然条件、都市的環境、他法令での位置付けにより区分し(「農地区分」という。)、その農地区分に応じて判断される。</p> <p>2) 一般基準 転用目的実現の確実性、計画面積の妥当性、位置の妥当性、用排水への影響、周辺農地への被害防除措置などについて審査し、判断される。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR AP[申請者] -- ① 申請書提出 --> ACU[農業委員会] ACU -- ② 申請書送付 (意見書添付) --> KCS[県知事] KCS -- ⑤ 訒問 (許可しようとするとき) --> KACU[県農業会議] KACU -- ⑥ 答申 --> KCS KCS -- ③ 協議 --> KACU KACU -- ④ 回答 --> KCS KCS -- ⑦ 指令書送付 --> ACU ACU -- ⑧ 指令書交付 --> AP </pre> <p>The flowchart illustrates the administrative process for agricultural land conversion. It starts with the applicant (申請者) submitting an application (①). This is reviewed by the Agricultural Committee (農業委員会) (②), which then sends it to the Governor (県知事). The Governor consults with the County Agricultural Council (県農業会議) if permission is sought (⑤). The Governor's office (42林 ha政以超策下課) then coordinates with the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (農林水産大臣 東北農政局) (③). The Ministry provides a response (④), which is then sent back to the Governor (⑦). Finally, the Governor sends instructions (⑧) back to the applicant.</p> <p>※2ha以下の転用については、市町村長に権限が移譲されている場合がある。</p>
処理日数	標準処理期間として、申請書を受理した日の翌日から起算して6週間 (農業委員会3週間、県3週間)以内
担当機関	各市町村農業委員会、県各地域振興局農林部農業振興普及課、県農林政策課
罰則 当	許可を受けないで農地等を転用した場合、権利の設定又は移転をした場合には、罰則が適用されることがある。

1.2 林地開発許可制度 (森林法)

制度の要点	地域森林計画対象民有林の区域内において、一定の面積を超える土石又は樹根の採掘、開墾など土地の形質を変更する開発行為を行おうとする場合は、知事の許可を受けなければならない。(法第10条の2)
目的	地域社会における森林が果たす役割の重要性及び森林が有する多面的機能の高度発揮を図るため、森林での開発行為を行う場合には森林の有する役割を阻害しないよう適正に行われるよう規制するもので、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とする。
対象地域	地域森林計画対象民有林 (保安林、保安施設地区区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。)
内容及び必要手続	<p>1) 地域森林計画対象民有林とは (法第5条)</p> <p>森林・林業基本法第11条に基づく森林・林業基本計画に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。</p> <p>2) 許可が必要な林地開発行為とは (法第10条の2)</p> <p>①上記の区域内で行う土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、その規模が1haを超えるもの。なお、道路の新設又は改築を目的とする場合は、開発面積が1haを超え、その道路の幅員（路肩部分を除く。）が3mを超えるもの。</p> <p>②開発行為の規模は、行為者及び実施時期が異なっていてもひとまとめりの開発となる場合には、その最終的な全体の面積でとらえられる。</p> <p>3) 許可制の適用のない開発行為とは (法第10条の2)</p> <p>次に該当する開発行為についての許可是不要であるが、許可を要する場合に準じて知事に協議し、適正に実施されることが必要とされている。</p> <p>①国又は地方公共団体が行う開発行為</p> <p>②火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行うもの</p> <p>③森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業（規則第3条の第1号～21号に該当）の施行として行うもの。</p>

許可等の基準	<p>【林地開発許可の基準】</p> <p>次の各事項について審査し、全てに該当する場合に開発行為を許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①〔災害の防止〕 災害のおそれがないこと。 ②〔水害の防止〕 水害を発生させるおそれがないこと。 ③〔水源の涵養〕 水の確保に著しい支障がないこと。 ④〔環境の保全〕 環境を著しく悪化させるおそれがないこと。
処理手続に要する日数	申請書到着後 80 日以内
担当機関	県農林水産部森林整備課 森林管理班、県地域振興局農林部森づくり推進課
罰則等	<p>無許可で開発行為をした場合、または開発行為に関する違反をした場合は、中止命令又は復旧命令の監督処分及び罰則を適用する規定がある。</p> <p>また、届出をしないで立木を伐採した場合なども、罰則を適用する規定がある。</p>
備考	<p>手続きのフロー図は、巻末資料（P 97）を参照。</p> <p>※ 1 ha 未満の土地の形質変更を行おうとする場合は伐採届書を提出しなければならない。</p> <p>伐採届出とは（法第10条の8）</p> <p>地域森林計画対象民有林で立木の伐採をするには、林地開発許可を受けた場合などで届出を要しない特定の場合を除き、伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に、①伐採樹種、②伐採の期間、③伐採跡地の用途等を市町村長に届出することが必要である。</p> <p>この届出は、1 ha 未満の開発行為の場合及び国又は地方公共団体が行う開発行為などの場合（前記内容欄の①及び③の場合）にも必要である。</p>

1.3 保安林における立木伐採等許可制度 (森林法)

制度の要点	<p>保安林の区域で立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更をしようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。（法第34条第1項、第2項）</p> <p>なお、農地又は宅地の造成、林道を除く一般道路の新設（拡幅を含む。）、建築物及びその他の工作物の設置、廃棄物等の堆積など保安林の指定目的の達成に著しい支障を及ぼすと認められる行為については、許可されない。</p>
目的	保安林に指定されている森林の所有者等に対して立木の伐採や土石の採取などの土地の形質を変更する行為については、一定の制限や義務を課すことにより、保安林として適切に管理され、森林として保全されると同時に適切な森林施業が確保されることによって、保安林が常にその指定目的に即して機能することを目的とする。
対象地域	県内の保安林及び保安施設地区
内容及び必要手続	<p>1) 保安林内での許可対象行為は</p> <p>①立木の伐採 （法第34条第1項） （非常緊急時における立木の伐採の場合を除く。）</p> <p>②①以外の行為で立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更 （法第34条第2項）</p> <p>2) 伐採等の許可を受けるには</p> <p>①皆伐による立木の伐採許可の申請 （施行令第4条の2） 皆伐面積の限度の公表（年4回）の日から30日以内に知事に許可申請書（2通）を提出する。</p> <p>②択伐による立木の伐採許可の申請[人工林以外の森林] （施行令第4条の2） 伐採を開始する30日前までに知事に許可申請書を提出する。</p> <p>③択伐による立木の伐採届出の申請[人工植栽した森林に限る] （法第34条の3） 伐採を開始する90～20日前までに知事に届出書を提出する。</p> <p>④間伐による立木の伐採届出の申請 （法第34条の3） 伐採を開始する90～20日前までに知事に届出書を提出する。</p> <p>⑤保安林内の作業許可の申請 （施行規則第22条の9） 立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、土石・樹根の採掘などの一時的な土地の形質変更をしようとする場合は、知事に許可申請書を提出する。</p>

許可等の基準	<p>1) 立木の伐採の許可基準とは</p> <p>①伐採方法が、当該保安林の「指定施業要件」に適合していること。</p> <p>【指定施業要件とは】 保安林指定の内容として定められる森林施業上の要件で、伐採方法及び限度、並びに伐採跡地での植栽の方法、期間、樹種を定めたもの。</p> <p>② 伐採の限度内の面積又は材積であること。</p> <p>2) 作業許可の許可基準とは</p> <p>申請に係る行為が、保安林の指定目的の達成の支障とならないと認められること。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地域農振林興部局] B -- 許可(不許可) --> A B -- "申請地が国有保安林の場合の意見徴収" --> C[所轄森林管理署] C -- 意見回答 --> B </pre>
処理手続に要する日数	<p>①伐採許可の場合は、受付後30日以内（ただし、皆伐にあっては申請期間満了後） ②作業許可の場合は、随時</p>
担当機関	<p>県地域振興局農林部森づくり推進課</p>
罰則等	<p>無許可・無届けで立木の伐採等をした場合、許可の条件に違反した場合、監督処分に従わない場合などは、罰則の適用がある。</p>
備考	<p>手続きの詳細フロー図は、巻末資料（P98）を参照。</p>

14 水源森林地域における土地売買の事前届出制度 (秋田県水源森林地域の保全に関する条例)

制度の要点	水源森林地域内の土地の売買等の契約を締結しようとするときは、その土地の権利を有する者は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届出なければならない。 (条例第10条)
目的	水源森林地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることから、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源森林地域の森林の水源の涵養の機能の維持増進を図ることを目的とする。
対象地域	地域森林計画対象民有林のうち水源森林地域に指定された森林
内容及び必要手続	<p>1) 地域森林計画対象民有林とは 森林・林業基本計画に即して、森林法第4条に基づき国が定める「全国森林計画」に即し、同法第5条に基づき知事が5年ごとに10年を1期としてたてる計画を「地域森林計画」といい、この計画において定められる森林の区域を地域森林計画対象民有林という。</p> <p>2) 水源森林地域とは 水源の涵養の機能の維持増進を図るために保全する必要がある森林として、地域森林計画対象民有林の中で知事が指定した区域をいう。</p> <p>3) 届出が必要な土地売買契約等とは 土地に関する所有権等の権利（所有権のほか、地上権、賃借権）を移転、交換又は設定するための契約で、対価を伴うもの。</p> <p>4) 届出をする内容は 契約当事者の氏名及び住所、土地の所在地番、地目、面積、利用目的、契約締結予定日などを「土地の所有権等の移転等の事前届出書」に記載して、届出が必要な土地が所在する県地域振興局農林部森づくり推進課に提出する。</p> <p>5) 届出が必要でない場合とは 届出者の方又は双方が国又は地方公共団体、独立行政法人、林業公社である場合、贈与による場合等が該当する。</p>

手続きの フロー図	<p>土地の売買契約</p> <p>①売買前に届出（30日前）</p> <p>※売主は②の助言の内容を賣主に伝達</p> <p>※必要に応じて</p> <p>②届出内容の通知 意見聴取</p> <p>秋田県</p> <p>市町村</p> <p>③助言（適正な土地利用に沿うる）</p> <p>※必要に応じて</p> <p>⑦公表 ← ⑥勧告（無届・虚偽の届出）</p> <p>※勧告に従わない</p> <p>④報告・資料の提供 ⑤立入調査等</p>
処理手続に 要する日数	届出を受けてから 15 日以内
担当機関	県農林水産部森林整備課 森林資源計画班、県地域振興局農林部森づくり推進課
罰則等	無届または虚偽の届出をした場合は、届出の内容を是正するよう勧告することができ、勧告に従わないときは、勧告の内容を公表することができる規定がある。
備考	

15 都市計画法に基づく開発行為の許可制度 (都市計画法)

制度の要点	開発行為をしようとする場合には、あらかじめ知事等の許可を受けなければならない。 (法第29条第1項及び第2項)											
目的	<p>開発許可制度は、市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」制度を担保するための制度であり、開発行為に際して許可を必要とさせることによって、宅地について一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域にあっては一定のものを除き原則として許可しないこととして、「線引き」制度の目的を達成させることを目的としている。</p> <p>また、市街化区域と市街化調整区域以外の区域についても適切な市街地形成を図る観点から、「線引き」のされていない都市計画区域内及び都市計画区域外についても許可の対象とされている。</p>											
対象地域	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">都 市 計 画 区 域 内</th> <th>都市計画区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 線引き都市計画区域 (秋田市及び潟上市の都市計画区域) </td> <td rowspan="2">1ha以上</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>1,000m²以上</td> <td>全ての開発行為</td> <td> 3,000m²以上 (能代市に限り) 1,000m²以上 </td> </tr> </tbody> </table>	都 市 計 画 区 域 内		都市計画区域外	線引き都市計画区域 (秋田市及び潟上市の都市計画区域)		1ha以上	市街化区域	市街化調整区域	1,000m ² 以上	全ての開発行為	3,000m ² 以上 (能代市に限り) 1,000m ² 以上
都 市 計 画 区 域 内		都市計画区域外										
線引き都市計画区域 (秋田市及び潟上市の都市計画区域)		1ha以上										
市街化区域	市街化調整区域											
1,000m ² 以上	全ての開発行為	3,000m ² 以上 (能代市に限り) 1,000m ² 以上										
内容及び必要手続	<p>1) 開発行為とは（法第4条第12項） 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更</p> <p>①特定工作物とは 第一種特定工作物 コンクリートプラント等周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物 第二種特定工作物 ゴルフ場や1ha以上の運動・レジャー施設である工作物</p>											

②土地の区画形質の変更とは

基本的には、切土、盛土等により土地に対して物理力を行使する行為をいい、単なる樹木等の伐採行為や、基礎打ち、土地の掘削等建築物の建築と一体不可分の工事と認められる行為は、開発行為には該当しない。

また、建築物の建築を目的としない単なる土地の分合筆や、建築物の建築を目的とする場合であっても、従前から建築物の敷地になっている土地において、造成工事や公共施設の整備を伴わずに形式的に区画を分割・統合するものは、開発行為には該当しない。

ただし、農地等宅地以外の土地を宅地にする場合は、原則として開発行為に該当する。

2) 許可不要の開発行為（法第29条第1項）

①市街化調整区域、非線引き都市計画区域内で行う開発行為で次の建築物を建築するための開発行為

- ア) 畜舎、温室等農林水産物の生産又は集荷のための建築物
- イ) 種苗貯蔵施設、農機具収納施設等農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管のための建築物
- ウ) 家畜診療のための建築物
- エ) 用排水機、取水施設等農用地の保全又は利用上必要な管理施設のための建築物
- オ) 建築面積が90m²以内の建築物
- カ) 農林漁業を営む者の居住のための建築物

②駅舎等の鉄道施設、図書館、公民館、変電所等公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないとして政令で定める建築物を建築するための開発行為

③都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業の施行として行う開発行為 ④非常災害の応急措置として行う開発行為、通常の管理行為、軽易な行為

3) 開発区域が2以上の許可対象面積の異なる区域にまたがる場合の取扱い

①1ha以上の開発行為は、区域のまたがりに関係なく全て許可対象

②一の区域の開発面積が当該区域の許可対象面積以上である場合は、開発区域全体が許可対象

③それぞれの区域の開発面積が当該区域の許可対象未満であっても、開発区域全体の面積が一の区域の許可対象面積のうち最大であるもの以上である場合は、開発区域全体が許可対象

4) 市街化調整区域における建築行為の制限（法第43条）

市街化調整区域内のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域において、2)の適用除外に該当する建築物以外の建築物を建築しようとする場合には、許可が必要となる。

許可等の基準	<p>1) 技術基準（法第33条）：全ての開発行為に共通 予定建築物等の用途地域等への適合、道路、公園等、排水・給水施設、公共公益施設と予定建築物との用途の配分、防災安全措置、環境保全の措置、申請者の資力・信用、工事施行者の工事完成能力、関係権利者の同意等について、それぞれの基準に適合していること。</p> <p>2) 立地基準（法第34条）：市街化調整区域における開発行為 市街化調整区域に居住している者の日常生活に必要な物品を販売する店舗や事業所等法第34条各号のいずれかに該当する建築物の建築を目的とする開発行為であること。</p>
処理日数	申請を受理した日の翌日から10日以内（許可権者が県の場合）
担当機関	市の区域については各市の都市計画担当部局 町村の区域については県各地域振興局建設部
罰則等	開発許可を受けないで開発行為をした場合等は、是正の措置が命ぜられ、これに違反した場合は罰則の適用がある。
備考	手続のフロー図は巻末資料を参照。（P99）

16 土地区画整理事業 (土地区画整理法)

制度の要点	未整備な市街地又は市街地予定地を健全な市街地にするため、定められた施行地区内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業であり、地区内の土地の利用増進の範囲内で、地区内の権利者が公共施設用地等を生み出すために必要な土地を公平に負担するという仕組みをもった事業。
目的	宅地の利用増進と公共施設の整備・改善を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行い、健全な市街地の造成を図ることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 土地区画整理事業のイメージ図</p> <p>2) 土地区画整理事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市街地開発事業として都市計画決定され、都市計画事業として施行されるもの（都市計画に定められた施行区域の土地で施行されるもの） <ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市町村、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行。 （個人、土地区画整理組合、区画整理会社が施行する場合も都市計画事業となる） ②「①」以外のもの <ul style="list-style-type: none"> 個人、土地区画整理組合、区画整理会社が施行。 （公共団体も施行可能）

	<p>3) 建築行為等の制限 （第76条及び政令第70条）</p> <p>①制限目的 施行者の事業の障害となることを防止するため、及び権利者の無益な投資を防ぐため</p> <p>②制限期間 事業計画の決定等の公告のあった日の翌日から換地処分の公告のある日までの期間</p> <p>③制限内容 ア) 土地の形質の変更 イ) 建築物その他的工作物の新築、増改築 ウ) 重量5トンを越える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。）の設置、たい積 上記ア～ウの行為を行おうとする場合は、国土交通大臣又は知事の許可を受けなければならない。</p>
処理手続に要する日数	申請を受理した日からおおむね7日以内（建築行為の制限に係る許可の場合）
担当機関	<p>事業認可関係 県建設部都市計画課及び県各地域振興局建設部（秋田市内における個人及び土地区画整理組合が施行するものにあっては、秋田市長の認可が必要。）</p> <p>建築制限に係る許可関係 市の区域については各市、それ以外の区域については県各地域振興局建設部</p>
罰則等	事業計画の決定等の公告のあった日の翌日から換地処分の公告のある日までの間、許可を受けずして土地の形質の変更、建築物その他工作物の新築・増改築等を行った者に対する原状回復命令又は建築物の移転もしくは除去命令に従わない場合など法令に違反する行為には罰則の適用がある。
備考	事業実施手続きのフロー図は巻末資料を参照。（P100）

1.7 都市計画施設等の区域内における建築許可 (都市計画法)

制度の要点	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする場合は、知事等の許可を受けなければならない。 (法第53条第1項)
目的	都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築制限を課すことにより、将来の事業の円滑な施行を確保する。
対象地域	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
内容及び必要手続	<p>1) 都市計画施設とは (法第4条第6項、第11条) 都市計画区域において必要な施設として都市計画に定められた道路、公園、下水道等の施設</p> <p>2) 市街地開発事業とは (法第4条第7項、第12条) 都市計画に定められた土地区画整理事業、市街地再開発事業等</p> <p>3) 許可不要の行為</p> <ul style="list-style-type: none">①階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転②非常災害のため必要な応急措置として行う行為③都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

許可等の基準	<p>①当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合していること。</p> <p>②当該建築物が容易に移転又は除去が可能で、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>イ) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地域振興局] B -- 許可 --> C[申請者] C -- 申請 --> D[市] D -- 許可 --> E[申請者] </pre>
処理日数	申請を受理した日の翌日から7日以内（許可権者が県の場合）
担当機関	市の区域については各市の都市計画担当部局 町の区域については県各地域振興局建設部
罰則等	許可を受けないで行為をした場合等は、是正の措置が命ぜられ、これに違反した場合は罰則の適用がある。
備考	

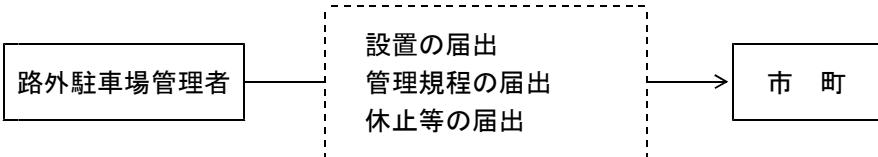
18 建築確認制度 (建築基準法)

制度の要点	一定の要件に該当する建築物（工作物を含む。）を建築しようとする者は、当該建築工事に着手する前に確認申請をして建築主事又は民間確認検査機関の確認を受けなければならない。（法第6条第1項）
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 建築物及び建築設備とは 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）及びこれに附属する門、塀等の工作物又は地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含めて「建築物」という。 また、「建築設備」とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙もしくは汚物処理の設備または煙突、昇降機もしくは避雷針をいう。</p> <p>2) 建築とは 「建築」とは、建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。</p> <p>3) 建築確認申請が必要な場合とは 次の建築物を建築する場合、大規模の修繕等をしようとする場合、エレベーターなど政令で指定する建築設備を設置する場合、並びに煙突、廣告塔など政令で指定する工作物を建築する場合には建築確認を申請しなければならない。ただし、防火地域及び準防火地域以外での床面積10m²以内の増築、改築、移転については建築確認は不要である。 なお、大規模の修繕等とは、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替の行為をいう。</p> <p>①【特殊建築物】 映画館、集会場、病院、ホテル、共同住宅、学校、体育館、百貨店、倉庫、自動車修理工場などの特殊建築物で床面積が100m²を超えるもの。</p> <p>②【木造三階建以上の建築物】 木造建築物で3以上の階数を有し、または延床面積が500m²、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの。</p>

	<p>③【木造以外の建築物】 木造以外の建築物で2以上階数を有し、または延床面積が200m²を超えるもの。</p> <p>④【その他の建築物】 ①～③に掲げる以外の建築物。</p> <p>⑤【特定の建築設備及び工作物】 エレベーター、エスカレーターなどの設置または一定の高さを超える煙突、広告塔など政令で指定する工作物を築造する場合。</p>
建築確認の基準	<p>【建築確認の基準とは】 建築物の計画が建築基準法令の規定、建築物の敷地、構造または建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例に適合していること。</p>
手続のフロー図 〔建築主事の確認を受ける場合〕	<pre> graph LR A[建築主] -- "申請" --> B[市町村] B -- "確認済証の交付" --> C[地域振興局 建築課 (建築主事)] B -- "経由" --> C B -- "同意" --> D[消防署等] D -- "通知" --> C </pre> <p>※秋田市内及び横手市内に係るもの並びに大館市内及び大仙市の一部建物（戸建住宅等）を除く。</p>
処理日数	受理の日から35日以内（上記の④、⑤に係るものは7日以内）
担当機関	県各地域振興局建設部建築課（ただし、秋田市内に係る申請は秋田市建築指導課、横手市内に係る申請は横手市建築住宅課、大館市内の戸建住宅等の一部建物の申請は大館市都市計画課、大仙市内の戸建住宅等の一部建物の申請は大仙市建築住宅課）並びに国土交通大臣または都道府県知事が指定した民間確認検査機関
罰則等	建築確認を要する場合で確認を受けないで建築物を建築した場合のほか、法令に基づく命令に違反した場合など罰則の規定がある。
備考	<p>【都市計画区域用途地域内における建築物の制限】 用途地域内における建築物の制限については、巻末別表を参照のこと。（P101）</p>

19 路外駐車場の設置等の届出 (駐車場法)

制度の要点	都市計画区域内において、500m以上 の路外駐車場で駐車料金を徴収するものを設置する場合は、あらかじめ、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を知事等に届け出なければならない。また、届出事項を変更しようとする場合も同様である。 (法第12条)
目的	道路交通の円滑化及び都市機能の維持及び増進の観点から、駐車場料金の適正化及び路外駐車場設置者の責務の明確化とこれに伴う監督の必要性に鑑み、どこにどのような規模、構造及び設備等の路外駐車場が設置されるかを行政機関が把握する。
対象地域	都市計画区域内
内容及び必要手続	<p>1) 路外駐車場とは 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車場で一般公共（不特定多数）の用に供される施設をいう。これに対して、駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される駐車場を路上駐車場といい、駐車料金の徴収は地方公共団体が条例で定める。</p> <p>2) 届出が必要な事項</p> <p>①設置の届出（法第12条） 届出を要する路外駐車場を設置する場合には、駐車場の位置、規模、構造、設備等をあらかじめ届け出なければならず、これらを変更しようとする場合も同様である。</p> <p>②管理規定の届出（法第13条） 路外駐車場の管理者は、路外駐車場の供用開始後10日以内に、駐車場の名称、駐車場管理者の氏名・住所、駐車場の供用時間、駐車料金等について定めた管理規程を届け出なければならない。また、管理規程を変更した場合も同様である。</p> <p>③休止等の届出（法第14条） 路外駐車場の全部又は一部の供用を休止又は廃止した場合、休止している駐車場の供用を再開した場合は、10日以内に届け出なければならない。</p>

許可等の基準	<p>1) 構造及び設備の基準（法第11条） 駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場の構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合はそれらの規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。</p> <p>2) 駐車料金の基準（法第13条第3項） 路外駐車場の駐車料金の額の基準は政令で定められており、適正な料金であることが必要である。</p>
手続のフロー図	 <pre> graph LR A[路外駐車場管理者] --> B["設置の届出 管理規程の届出 休止等の届出"] B --> C[市 町] </pre>
担当機関	<p>市の区域については各市の都市計画担当部局 小坂町、五城目町、八郎潟町、美郷町の区域については各町の都市計画担当部局</p>
罰則等	<p>届出対象の路外駐車場を届出せずに設置した場合等は、罰則の適用がある。</p>
備考	

20 屋外広告物の設置許可 (秋田県屋外広告物条例)

制度の要点	屋外広告物（立看板、はり紙、広告塔など）を常時又は一定の期間継続して表示又は設置しようとする場合には、原則として知事の許可を受けなければならない。 (県条例第4条) なお、秋田市又は横手市の区域内において屋外広告物を表示又は設置しようとする場合には、当該市屋外広告物条例の規定に基づき市長の許可を受けなければならない。 (秋田市条例第5条) (横手市条例第7条)
目的	屋外広告物についての一定の規制を行うことにより、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、屋外広告物の設置による公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 屋外広告物とは 屋外において常時又は一定の期間継続して公衆に表示する目的で設置される立看板、はり紙、広告板、広告塔、工作物等の壁面利用広告などをいう。</p> <p>2) 禁止広告物とは (条例第2条) 次に該当する広告物又は広告物を掲出する物件を設置することはできない。 ①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等が剥離したもの ②著しく破損し、又は老朽化したもの ③倒壊又は落下のおそれのあるもの ④信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの</p> <p>3) 禁止地域とは (条例第3条第1項) 国及び地方公共団体が自己の管理する土地に設置する広告物等の特定の広告物（「適用除外広告物」という。）を除き、屋外広告物の設置が禁止される地域。 ①都市計画区域のうち、知事が指定する区域を除く、第一種及び第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保全地区 ②文化財保護法に基づき指定された重要文化財等の地域 ③知事が指定する道路及び鉄道等の特定の区間及びその沿線の500m以内の区域（市街地を除く）など</p> <p>4) 禁止物件とは (条例第3条第2項) 屋外広告物の表示等が禁止される物件。適用除外広告物を除き、すべての地域で広告物の表示等が禁止される。 ①橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帶 ②石垣、擁壁の類 ③街路樹、路傍樹、保存樹 ④信号機、道路標識、道路上のさく など</p>

	<p>5) 適用除外広告物とは (条例第6条)</p> <p>①すべての地域で許可不要で表示できる広告物（オ～クについては、禁止物件には表示できない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 他の法令の規定により表示する広告物 イ) 国又は地方公共団体が自己の管理する土地に表示する広告物 ウ) 国又は地方公共団体が表示する広告物で、あらかじめ知事に届け出たもの エ) 公職選挙法による選挙ポスター、立看板等 オ) 団体等が国又は地方公共団体と一緒にになって行う行事等の必要に基づき表示する広告物 カ) 自家用広告物で基準に合致するもの（禁止地域 5 m²以内、それ以外の地域 10 m²以内） キ) 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物で基準に合致するもの ク) 冠婚葬祭、祭礼、地域的行事等のため、一時的（その期間中）に表示される広告物 など <p>②禁止物件に許可不要で表示できる広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 石垣、擁壁の類、送電塔等に表示する自家用広告物で 5 m²未満のもの イ) 禁止物件の所有者又は管理者が管理の必要上設置する広告物 ウ) 煙突及び石油タンク等に公共目的をもって表示する広告物 <p>③禁止地域であっても許可を受ければ表示できる広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 自家用広告物で①のカ) に該当しないもの イ) 道標、案内図板その他公共目的、公衆の利便の目的で表示される広告物で基準に合致するもの など
許可等の基 準	<p>設置する屋外広告物について、設置場所が禁止地域・禁止物件に該当しないほか、屋外広告物の規格、設置方法及び設置期間が規則で定める基準に合致していること。</p> <p>また、はり紙、はり札、広告旗、立看板等の簡易な広告物以外の広告物を設置する場合には、これらを管理する者を置かなければならない。</p>
処理日数	申請受理の日から概ね 7 日間
担当機関	県各地域振興局建設部、秋田市都市整備部都市計画課、横手市建設部都市計画課
罰則等	禁止広告物を設置した場合、禁止地域に広告物を設置した場合、無許可で広告物を設置した場合には、罰則の適用があるほか、屋外広告物法及び条例の規定に基づき、許可権者及びその委任を受けた者が広告物の除却（行政代執行、略式代執行又は簡易除却）を行うことができる。

2.1 法定外公共用財産の使用 (国有財産法、各市町村の法定外公共用財産の使用等に関する条例)

制度の要点	法定外公共用財産の使用又は収益をしようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。
目的	法定外公共用財産は行政財産であり、市町村が行政目的のため直接使用するのが原則であるが、一定の場合には、市町村以外の者に使用又は収益を許可することができるようとしたものである。
対象地域	県内の法定外公共用財産
内容及び必要手続	<p>1) 法定外公共用財産とは 道路、河川、用排水路、ため池等の公共物のうち、道路法、河川法等の特別法が適用されないものをいう。</p> <p>2) 許可を要する行為 各市町村の条例により個別に定められているが、一般的に以下のような行為を行う場合は許可が必要とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電柱、水道管、配水管その他これらに類する施設の敷地の用に供すること。 ②通路、材料置場その他これらに類する施設の敷地の用に供すること。 ③鉄塔、やぐらその他これらに類する施設の敷地の用に供すること。 ④農地又は採草放牧地の用に供すること。 ⑤土石等を採取すること。 ⑥工事により法定外公共用財産の形状を変更する行為。 ⑦その他公衆の利便に供するなど特に必要やむを得ないと認められる行為。 <p>3) 使用料等の徴収 各市町村条例による。</p>
許可等の基準	<p>【許可の基準】 基本的には、申請された行為の内容が、当該法定外公共用財産の用途又は目的を妨げない限度であるかどうかについて、個々に審査の上判断される。</p>

手 続 の フ ロ 一 図	<pre> graph LR A[申請者] -- "申請" --> B[市町村] B -- "許可" --> A </pre> <p>The flowchart illustrates a two-step process. On the left, a rectangular box labeled '申請者' (Applicant) has a horizontal line with the text '申請' (Application) leading to a second rectangular box on the right labeled '市町村' (City/Town/Village). From this second box, a horizontal line with the text '許可' (Approval) leads back to the '申請者' box.</p>
処理手続に 要する日数	各市町村の行政手続条例等による。
担当機関	各市町村の法定外公共用財産担当課
備 考	市町村へ譲与されなかった旧法定外公共用財産については、財務省（秋田財務事務所）が普通財産として、国有財産法に基づき管理を行っている。

2.2 河川区域内の制限行為の許可等 (河川法)

制度の要点	河川区域内において土地を占用すること、流水を占用すること、土石等を採取すること、河川区域の土地に工作物を新築、改築、又は除去すること、土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更すること及び竹木の植栽もしくは伐採などの行為をしようとする場合は、その河川の管理者（国土交通大臣、知事又は市町村長）の許可を受けなければならない。（法第23条、24条、25条、26条、27条）
目的	河川について洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、河川の流水の正常な機能が維持されるように、河川区域内における一定の行為を規制することによって、公共用物である河川を保全し、適正に管理することを目的とする。
対象地域	県内の1級河川、2級河川及び準用河川の区域内
内容及び必要手続	<p>1) 河川区域とは</p> <p>河川区域とは、国が管理する1級河川（国が指定する区間については県が管理する。）、県が管理する2級河川、市町村が管理する準用河川の区域で、次の土地の区域をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①河川の流水が継続して在する土地（水面）及びこれに類する土地の状況を呈する土地で河岸の土地を含む区域（1号区域又は低水路という。） ②河川管理施設（堤防、護岸、水門など）の敷地である土地の区域（2号区域という。） ③堤外の土地の区域のうち1号区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した土地の区域（3号区域） <p>（河川区域モデル図）</p>

	<p>2) 許可を要する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水利使用する目的で河川の流水を占用する行為（水利権の設定に係る行為） （法第23条 流水の占用許可） ②耕作又は工作物の設置などの目的で河川区域内の土地を占用する行為 （法第24条 土地の占用許可） ③河川区域内の土地において土石及び土石以外の河川の産出物（竹木、あし等）を採取する行為（法第25条 土石等の採取許可） ④河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除去する行為 （法第26条 工作物の新築等の許可） ⑤河川区域内の土地において土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更する行為又は竹木を栽植もしくは伐採する行為 （法第27条 土地の掘削等の許可）
許可等の基準	<p>【一般的許可基準】</p> <p>河川は公共用物であることから、河川を独占的、排他的に使用するための行為の許可については、公共公益的な目的のものその他は特に社会経済上やむを得ないもので、次の要件に満たすことが原則である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①河川の持つ治水上、利水上の機能に支障が生じないこと。 ②公衆による河川の自由使用の妨げとならないこと。 ③河川の良好な環境の保全上の支障とならないこと。
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地域建設振興部局] B -- "※水利使用に係るもの (期間更新を除く)" --> C[河川砂防課] C -- "※水利使用に係るもの のうち重要なもの" --> D[国土交通省] C -- 通知 --> A C -- 認可または同意 --> D </pre> <p>許可 (不許可) (水利使用に係るもの)</p>
処理手続に要する日数	<ul style="list-style-type: none"> ①水利使用に係るもの・・・・申請の受理日の翌日から起算して70日 (但し、国土交通省の審査期間を除く) ②水利使用に係るもの以外・・・申請の受理日の翌日から起算して20日
担当機関	県建設部河川砂防課 調整・企画管理班、県地域振興局建設部
罰則等	河川区域内で許可を要する行為を許可を受けないとした場合には罰則及び原状回復措置命令等の行政処分の規定がある。（法第102条以下、法第75条）

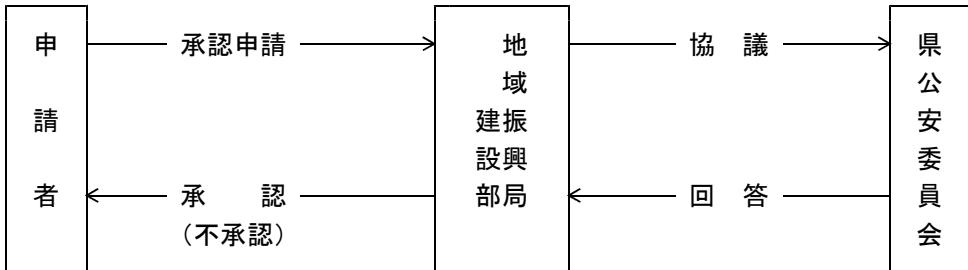
2.3 道路の占用許可等 (道路法)

制度の要点	道路に電柱、広告塔などの工作物、物件又は施設を設置すること、商品や資材の置場とするなど、継続して道路を使用しようとする場合には道路管理者から道路占用許可を受けなければならない。(法第32条)
目的	道路は歩行者及び車両の通行のため設置され、その目的の範囲で誰でも自由に使用できるようにするために、道路管理者は、道路を構造上安全で常時良好な状態に維持していかなければならない責務を負っている。 このため、道路敷地内での私権を制限するとともに道路管理者が道路管理上必要な施設、工作物以外は設置できないこととされている。 しかし、道路管理上の支障とならない範囲でやむを得ない場合に限り例外的に目的外使用を許可できるようにしたものである。
対象地域	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の区域内
内容及び必要手続	<p>1) 道路（道路の範囲）とは 道路とは道路の敷地、道路施設（トンネル、橋、歩道橋、地下道、道路側溝、道路用エレベーターなど）及び道路の付属物（ガードレール、街灯、並木、道路標識など）から構成され、道路の地上及び地下にわたって道路の範囲に含まれる。</p> <p>2) 道路占用許可を要する行為とは (法第32条) 道路上に工作物、物件又は施設を設置して継続して道路を使用する次のような行為は、道路占用許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電柱、電線、郵便ポスト、公衆電話、広告塔などの工作物の設置。 ②水道管、下水道管、ガス管などの物件の設置。 ③鉄道、軌道などの施設の設置。 ④アーケードなどの施設の設置。 ⑤地下街、地下室、通路などの施設の設置。 ⑥露店の設置及び商品置場などの施設の設置。 ⑦看板、旗ざお、アーチ、工事用足場など、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるものの設置。
許可等の基準	<p>1) 道路占用許可基準とは (法第33条) 次のすべての要件に該当するもので、道路管理者が道路管理上の支障がないものと認められる場合に許可される。</p>

	<p>①占用物件が法第32条第1項の各号のいずれかに該当するものであること。 (前記の①～⑦に該当すること。)</p> <p>②道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること。</p> <p>③占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、占用のための工事の実施方法及び時期並びに道路の復旧方法等が政令で定める基準に適合すること。</p> <p>2) 道路占用の禁止又は制限区域とは (法第37条) 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について、道路管理者が車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合に、道路占用を禁止または制限する区域として指定した道路では、上記の許可基準にかかわらず、許可を受けることはできない。</p>
手 続 の フ ロ ー 図	<pre> graph LR A[申請者] -- 許可申請 --> B[地域建設振興部局] B -- 協議 --> C[所轄警察署] C -- 回答 --> A A <-- 許可 (不許可) --> B </pre> <p>※許可の対象となる行為が、道路交通法第77条第1項（道路の使用許可）の適用を受けるものであるときは、予め所轄警察署に協議が必要。</p> <p>※上記のフローは県管理道路における申請手続きであり、国道、市町村道に関するものは、それぞれの道路管理者に申請する。</p>
処理手続に 要する日数	7日以内
担当機関	県各地域振興局建設部（県管理の国道、県道に関するもの）
罰則等	許可を受けないで道路占用した者、許可を受けないで道路占用物件を変更した者、許可の条件に違反して道路占用した者、道路占用制限区域の規定に違反した者には罰則を適用する規定がある。
備考	道路占用許可を受けた者は、県の条例で定める道路占用料を納付しなければならないこととされている。

2 4 道路管理者以外の者が行う道路工事の施行承認制度 (道路法)

制 度 の 目 的	道路管理者以外の者が、自らの費用で道路に関して行う工事（道路法面の埋立てや切土、車両出入口設置のためのガードレールの撤去及び移設等、道路側溝の新設及び改良等のほか道路に関して行う一切の工事）は、道路管理者（国土交通大臣、知事または市町村長）の承認を受けなければならない。（法第24条）
目 的	道路管理者は、道路を構造上安全で常時良好な状態に維持していくなければならない責務を負っていることから、道路に関する工事の実施や道路維持に関する権限は道路管理者に専属することとされている。 しかし、道路管理者以外の者の事情による工事などの場合は、道路工事の実施計画等についてあらかじめ道路管理者から承認を受けることによって、道路管理者以外の者が自費でその工事を施行できるようにしたものである。
対象地域	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の区域内
内容及び 必要手続	<p>1) 道路管理者以外の者が行う道路工事とは</p> <p>①申請者側の事情、都合に基づき、道路管理者の承認を得て行う場合があるが、費用は施行者側の負担により行われる。</p> <p>2) 承認が必要な道路工事の例は</p> <p>承認を受けて施行される道路工事の例をあげると次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路の法面の埋立て又は法面の切取り。 ②取付け道路又は道路等の設置。 ③車両等出入り口設置のための歩道の切下げ又は縁石、ガードレールの撤去、移設工事。 ④並木、街灯、花壇等の移転、改良の工事。 ⑤都市計画事業、土地区画整理事業等による道路の改築、改良工事。 <p>3) 承認を要しない道路工事の例は</p> <p>道路の維持に関する工事で次のような軽易な工事は承認を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路の損傷を防止するために必要な砂利等を局部的に補充する工事。 ②路面の清掃、除草等で道路の構造に影響のない軽易なもの。

許可等の基準	<p>【道路工事施行承認基準とは】</p> <p>道路管理者は、次の要件を満たす承認申請の工事について、工事を実施する必要性及び工事実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事実施後の道路が構造上安全で道路交通上支障がなく、現道よりも悪くならないこと。 ②工事実施方法が適正で道路管理上、道路交通上支障がないこと。 ③申請者に工事を実施する能力があること。 ④工事完成後に工事物件等を道路管理者に引継ぐことが可能であること。 ⑤工事の内容、設計、施工方法等が「道路法第24条関係承認基準」に適合すること。
手続のフロー図	 <pre> graph LR A[申請者] -- 承認申請 --> B[地域建設振興部局] B -- 協議 --> C[県公安委員会] C -- 回答 --> B B -- 承認(不承認) --> A </pre> <p>※承認工事の内容により公安委員会との協議等が必要。 ※上記のフローは県管理道路における申請手続きであり、国道、市町村道に関するものは、それぞれの道路管理者に申請する。</p>
処理手続に要する日数	7日以内
担当機関	県各地域振興局建設部（県管理の国道、県道に関するもの）
罰則等	承認を受けないで道路の工事をした場合、承認に付された条件に違反して道路の工事をした場合などに工事の中止、原状回復などの道路管理者による監督処分の規定が置かれているほか、罰則の規定がある。
備考	

25 道路予定区域内の土地における行為制限の許可等 (道路法)

制度の要点	道路予定区域内の土地（道路の区域が決定された後で道路の供用が開始されるまでの間ににおけるその区域内の土地）について、道路管理者による用地買収等の前であっても、区域内の土地の形質を変更すること、並びに工作物を新築、改築、増築することなどの行為をしようとする場合は、道路管理者（国土交通大臣、知事又は市町村長）の許可を受けなければならない。（道路法第91条）
目的	道路は公共用物であり、道路についての私権の行使は制限されているが、道路予定区域についても一定の行為を制限することによって、道路の整備を円滑に実施することを目的とする。
対象地域	道路予定区域内
内容及び必要手続	<p>1) 道路予定区域とは 道路の路線が指定又は認定された後に道路管理者により当該道路の区域として決定された区域（法第18条第1項）で、供用開始前の道路の区域を道路予定区域という。</p> <p>2) 道路予定区域内で制限される行為とは</p> <p>①道路予定区域についての用地取得前における行為の制限 予定区域の土地を権原に基づいて使用又は収益する権利のうち、以下の行為は制限され、許可を受けなければすることができない。 ア) 土地の区画形質を変更すること。 イ) 工作物を新築、改築、増築すること。 ウ) 工作物を大修繕し、又は物件を付加増置すること。</p> <p>②道路予定区域についての用地取得後における行為の制限 道路予定区域内の敷地、物件を使用収益するためのすべての私権が制限される。 ただし、所有権を移転したり、抵当権を設定することはできる。</p>
許可等の基準	<p>【許可等の基準】 道路予定区域内における行為の制限についての許可の基準については、法令上に明確に規定されていないため、道路予定区域内における行為の制限の許可の申請ごとに申請の内容と道路管理者による道路の工事の実施計画等を勘案して支障の有無を考慮し、個々に許可するか否かについての判断がされる。 なお、道路予定区域内の用地取得後は、行為の内容に応じて道路占用許可等の個々の規定に基づき判断される。</p>

	<p>【行為の制限による損失の補償】 行為の制限を受ける者に対しては、道路管理者は、通常受けるべき損失を補償しなければならないこととなっている。</p>
手 続 の フ ロー 図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地域振興部局] B -- 許可 (不許可) --> A </pre> <p>※上記のフローは県管理道路における申請手続きであり、国道、市町村道に関するものは、それぞれの道路管理者に申請する。</p>
処理手続に 要する日数	7日以内
担当機関	県各地域振興局建設部（県管理の国道、県道に関するもの）
罰 則 等	道路予定区域内で許可を受けないで道路占用した者、許可を受けないで道路占用物件を変更した者、許可の条件に違反して道路を占用した者、道路占用制限区域の規定に違反した者には、罰則を適用する規定がある。
備 考	

2 6 海岸保全区域内における行為制限の許可等 (海岸法)

制度の要点	<p>海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設置して海岸保全区域を占用しようとする場合は、海岸管理者（通常は知事）の許可を受けなければならない。（法第7条）</p> <p>また、海岸保全区域内で土石の採取、土地の掘削、盛土、切土、海岸保全施設以外の施設等の新設及び改築などの一定の行為をしようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。（法第8条）</p>
目的	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護して国土を保全するため、海岸保全区域を指定して堤防、突堤、護岸などの海岸保全施設を設置し、区域内での一定の行為を規制して海岸保全施設を適正に保全管理することを目的とする。
対象地域	県内の海岸保全区域内
内容及び必要手続	<p>1) 海岸保全区域とは 津波、高潮などによる海水の侵入や海岸の侵食及び地盤の変動によって引き起こされる被害から防護する必要がある海岸で、知事が必要最小限度の範囲で指定した区域をいう。 海岸保全区域の指定は、原則として陸地側は春分の日の満潮時の水際線から50m、水面側は同じく干潮時の水際線から50mの範囲で指定される。</p> <p>2) 海岸保全施設とは 海水の侵入又は海水による侵食から海岸を保全する目的で海岸保全区域内に設置される堤防、突堤、護岸等の施設をいう。</p> <p>3) 海岸保全区域内で許可の必要な行為とは</p> <p>①海岸保全区域の占用許可（法第7条） 海岸保全区域内の海岸管理者が権原に基づき管理する土地に海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設置して占用するためには許可を要する。</p> <p>②海岸保全区域における行為の制限（法第8条） 海岸保全区域内において、土石の採取、及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合、並びに海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に海岸保全施設以外の施設等を新設、改築する場合には許可を要する。</p>

許可等の基 準	<p>【占用等の許可基準とは】</p> <p>①申請の内容が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない場合に許可される。</p> <p>②海岸保全区域が港湾区域又は港湾隣接地域と重複して指定されている区域では、港湾法に基づく許可を受けている行為については上記の許可は不要である。</p>
手 続 の フローラ図	<pre> graph TD AP[申請] --> AG[申請者] AG --> AGO[（国土交通省所管）県港湾事務所] AG --> ANL[（農林水産省所管）地域振興局農林部] AGO --> AGO_P[港湾法の許可申請] ANL --> ANL_P[漁港漁場整備法の許可申請] AGO_P --> AGO_A[申請] AGO_A --> AGO_S[許可] AGO_S --> AGO_P AGO_S --> ANL_P ANL_P --> ANL_A[許可申請] ANL_A --> ANL_S[許可] ANL_S --> ANL_P </pre> <p>※ 行為等の場所が海岸保全区域内の港湾区域内又は港湾隣接地域内である場合は港湾法による許可（海岸法の許可は不要。法第10条。）、漁港区域である場合は漁港法による許可のほかに海岸法の許可を要する。</p>
処理手続に 要する日数	申請を受理した日の翌日から起算して7日（漁港漁場整備法に係る許可を除く。）
担当機関	県各地域振興局建設部（海岸法）、県建設部各港湾事務所（港湾法）、県各地域振興局農林部（漁港漁場整備法）
罰 則 法	許可を受けないで行為をした者、許可の条件に違反して行為をした者には罰則の規定があるほか、原状回復命令、工事中止命令等の行政処分の適用がある。 (法第41条以下、法第12条)
備 考	海岸保全区域内の占用許可等を受けた者は、県条例で定める占用料等を納付しなければならない。

27 一般公共海岸区域における制限行為の許可等 (海岸法)

制度の要点	自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち、海岸保全区域以外の区域（従来の法定外公共物）を、「一般公共海岸区域」として法律上位置づける。 そして、一般公共海岸区域について、海岸保全区域に準じて制限行為の許可制度などによる管理を行う。
目的	海岸利用の多様化に対応し、海岸保全区域以外の公共海岸も海岸法上明確に位置づけ、行為制限等を行うことによって、公共海岸の現状維持的防護と海岸の利用等との調和のとれた海岸管理を実現する。
対象地域	公共海岸のうち、海岸保全区域以外の区域 ※「公共海岸」・・国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地
内容及び必要手続	一般公共海岸区域内における許可の必要な行為とは ①一般公共海岸区域内（水面を除く。）において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。 （法第37条の4） ②一般公共海岸区域内において、土石の採取及び土地の掘削、盛土、切土、その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者並びに水面において施設又は工作物を新設し、又は改築しようとする者は、原則として海岸管理者の許可を受けなくてはならない。 （法第37条の5）
許可等の基準	【占用等の許可基準とは】 申請の内容が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない場合に許可される。
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地域振興局建設部] B -- 許可 --> A </pre>

処理手続に 要する日数	申請を受理した日の翌日から起算して 7 日
担当機関	県各地域振興局建設部
罰則等	許可を受けないで行為をした者、許可の条件に違反して行為をした者には、罰則の規定があるほか、原状回復命令、工事中止命令等の行政処分の適用がある。 (法第41条以下、法第37条の8、法第12条)
備考	一般公共海岸区域内の占用許可等を受けた者は、県条例で定める占用料等を納付しなければならない。

28 臨港地区内における行為の届出 (港湾法)

制度の要点	港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある施設を建設又は改良する場合等は、当該行為にかかる工事の開始日の60日前までに港湾管理者（港湾事務所長）に届け出しなければならない。（法第38条の2）
目的	港湾を管理運営するために必要な港湾区域に接続する臨港地区において、港の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為を規制するとともに、港湾における環境の保全、安全の確保、機能の維持を図ることを目的とする。
対象地域	都市計画法に基づき指定された臨港地区
内容及び必要手続	<p>1) 臨港地区とは 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区をいう。</p> <p>2) 臨港地区内における届出が必要な行為とは（法第38条の2） 臨港地区内において次の行為をする場合は、当該行為にかかる工事の開始日の60日前までに国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者に届出を要する。</p> <ul style="list-style-type: none">①水域施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良②工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設（専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設の建設又は改良③工場又は事業場で、1の団地内における作業場の床面積の合計が2,500m²以上、又は工場若しくは事業場の敷地面積が5,000m²以上であるものの新設又は増築④危険物取扱施設の建設又は改良⑤揚水施設の建設又は改良

許可等の基準	<p>【届出にかかる行為の基準とは】（法第38条の2第7項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新設又は増設される工場等の事業活動に伴い、購入又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が当該港湾の港湾施設の能力又は港湾計画に照らし適切であること。 ②新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該港湾区域又は臨港地区内（当該工場等の敷地を除く。）において処理されることとなるものの量又は種類が港湾計画において定められた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切であること。 ③港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。 ④その他港湾の利用及び保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。 <p>港湾管理者は、基準に適合しないと認める時は、その届出に係る行為に関し、計画の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR AP[申請者] -- 届出 --> PM[港湾管理者] PM -- 受理 --> AP PM -- 勧告 --> AP PM -- 変更命令 --> AP </pre> <p>The flowchart illustrates the administrative process. It features two vertical boxes: one on the left labeled '申請者' (Applicant) and one on the right labeled '港湾管理者' (Port Manager). Four horizontal arrows connect them: an arrow from the Applicant to the Port Manager labeled '届出' (Submission); an arrow from the Port Manager back to the Applicant labeled '受理' (Accepted); an arrow from the Port Manager to the Applicant labeled '勧告' (Advice); and an arrow from the Port Manager to the Applicant labeled '変更命令' (Change Order).</p>
処理手続に要する日数	届出を受理した日から 60 日
担当機関	県各港湾事務所 管理班
罰則等	届出をしないで行為を行った者若しくは届出をした行為を変更の届出をせずに変更した者又は虚偽の届出をした者に対して 30 万円以下の罰金、変更命令に違反した者に対しては 50 万円以下の罰金の規定がある。（法第61条第6項・第8項）
備考	

29 砂防指定地内における制限行為等の許可 (砂防法、秋田県砂防法施行条例)

制度の要點	砂防指定地内においては、砂防設備を損傷する行為は禁止されているほか、施設や工作物の新築、改築又は除却など治水上砂防のため支障があると認められる行為については制限されており、これらの行為をしようとするときは、知事の許可を受けることとなっている。 (法第4条、県条例第2条、第3条)
目的	土砂等の生産、流送若しくは堆積により、渓流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼすおそれがあるとして、治水砂防のため国が指定した砂防指定地において、一定の行為を禁止若しくは制限することによって災害を防止し、国民の生命財産を保護することを目的とする。
対象地域	県内の砂防指定地
内容及び必要手続	<p>1) 砂防指定地とは 治水砂防のため、砂防設備を要し又は一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の区域を砂防指定地という。</p> <p>2) 砂防指定地で禁止若しくは制限される行為とは</p> <p>① 【禁止行為】 (県条例第2条) 砂防設備を損傷する行為。</p> <p>② 【制限行為】 (県条例第3条) 砂防指定地で次の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。 ※市町村に権限が移譲されている場合がある。</p> <p>ア) 施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却 イ) 立木竹の伐採又は樹根の採取 ウ) 木竹の滑下又は地引による搬出 エ) 堀削、盛土、切土その他の土地の形状の変更 オ) 土石砂れきの採取もしくは鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄 カ) 知事が治水上砂防のため支障があると認めるその他の行為</p>

	<p>③【占用行為】（県条例第4条、第15条）</p> <p>砂防設備を占用しようとする者又は砂防設備から土砂砂れき等を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。また、占用許可を受けた者及び砂防設備からの土砂砂れき等の採取の許可を受けた者から、占用料又は土石採取料を徴収する。</p>
許可等の基準	<p>【許可の基準は】</p> <p>申請された行為の内容が、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでないかどうか、又は悪影響を及ぼすおそれがないかどうかについて、審査のうえ判断される。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[地域振興部局] B -- "許可通知 (不許可)" --> A </pre> <p>The flowchart illustrates the administrative process. It starts with the '申請者' (Applicant) on the left, who sends a '許可申請' (Application for Permission) to the '地域振興部局' (Regional Development Bureau) on the right. The '地域振興部局' then sends a '許可通知 (不許可)' (Permission Notice or Denial) back to the '申請者'.</p>
※市町村に権限が移譲されている場合がある。	
処理手続に要する日数	申請を受理した日の翌日から起算して7日
担当機関	県各地域振興局建設部
罰則等	行為の禁止、制限に違反した者、許可なく砂防設備を占用した者、許可の条件に違反した者等に対する罰則規定があるほか、違反行為についての監督処分の規定がある。 (県条例第14条、第21条、第22条)
備考	

30 地すべり防止区域内における制限行為の許可 (地すべり等防止法)

制度の要点	地すべり防止区域内においては、地下水を誘致、停滞させる行為で地下水を増加させるものなど地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長、誘発する行為については制限されており、これらの行為をしようとするときは、知事の許可を受けることとなっている。 (法第18条、県規則第3条)
目的	土地の一部が地下水等に起因して地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等で、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定し、一定の行為を制限することによって被害を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。
対象地域	県内の地すべり防止区域
内容及び必要手続	<p>1) 地すべり防止区域とは 地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域として、主務大臣が指定した区域をいう。</p> <p>2) 地すべり防止区域で制限される行為とは</p> <p>【制限行為】 (法第18条、政令第4条) 地すべり防止区域内で次の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。※市町村に権限が移譲されている場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為。(政令で定める軽微な行為を除く。) イ) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為。(政令で定める軽微な行為を除く。) ウ) のり切又は切土で政令で定めるもの。 エ) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良。 オ) その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは地すべりを誘発する行為で政令で定めるもの。

許可等の基準	<p>【許可の基準は】</p> <p>地すべり防止区域内における行為の内容が、当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。</p>
手続のフロー図	<p>[地すべり区域の指定権者]</p> <pre> graph LR AP[申請者] --> G1[国土交通省所管 (建設部)] AP --> G2[農林水産省所管 (農林水産部)] AP --> G3[林野庁所管 (農林水産部)] G1 --> DA[地域振興局 建設部] G2 --> ALD[農地整備課] G3 --> DA DA --> AP ALD --> AP DA --> AP </pre> <p>※ 地すべり防止区域は、国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管に分かれているので、許可を受けようとする場合、その所管によりそれぞれの申請先に許可申請しなければならない。</p> <p>※ 市町村に権限が移譲されている場合がある。</p>
処理手続に要する日数	申請を受理した日の翌日から起算して 14 日
担当機関	県各地域振興局建設部及び農林部、県農林水産部農地整備課
罰則等	制限行為の規定に違反したものに対する罰則規定があるほか、違反行為についての監督処分（行為の中止命令、原状回復命令）の規定がある。（法第21条、第52条）
備考	

3.1 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、同施行令)

制度の要点	急傾斜地崩壊危険区域内においては、水を放流し又は停滞させる行為など急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為について制限されており、これらの行為をしようとするときは、知事の許可を受けることとなっている。 (法第7条)
目的	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定し、民生の安定と国土の保全に資することを目的とする。
対象地域	県内の急傾斜地崩壊危険区域
内容及び必要手続	<p>1) 急傾斜地崩壊危険区域とは 急傾斜地の傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の土地で、かつ急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある土地として知事が指定した区域をいう。</p> <p>2) 急傾斜地崩壊危険区域で制限される行為とは</p> <p>【制限行為】 (法第7条、令第2条)</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域内で次の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(政令で定める一定の行為を除く。) ※市町村に権限が移譲されている場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 イ) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ウ) のり切、切土、掘削又は盛土 エ) 立木竹の伐採 オ) 木竹の滑下又は地引による搬出 カ) 土石の採取又は集積 キ) その他の行為で急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

許可等の基準	<p>【許可の基準は】</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域における行為の内容が、当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[地域建設興部局] B -- "許可通知 (不許可)" --> A </pre> <p>The flowchart illustrates the administrative process. On the left, a vertical rectangle labeled '申請者' (Applicant) contains the characters '申' (Shin), '請' (Sei), and '者' (Sho). An arrow labeled '許可申請' (Application for Permission) points from the applicant to a vertical rectangle on the right labeled '地域建設興部局' (Regional Construction and Development Bureau). From this bureau, an arrow labeled '許可通知 (不許可)' (Permission Notice or Denial) points back to the applicant.</p>
※市町村に権限が移譲されている場合がある。	
処理手続に要する日数	申請を受理した日の翌日から起算して 7 日
担当機関	県各地域振興局建設部
罰則等	制限行為の規定に違反した者に対する罰則規定があるほか、違反行為についての監督处分の規定がある。 (法第8条、第28条)
備考	

3.2 砂利採取計画の認可制度 (砂利採取法)

制度の要点	砂利採取業者が、砂利の採取を行おうとする場合は、砂利採取場ごとに採取計画を定めて、採取場の所在する都道府県知事等の認可を受けなければならない。認可を受けた採取計画を変更しようとする場合も同様である。（法第16条、20条）
目的	砂利採取業を行う者の登録及び砂利採取計画の認可その他の規制を行うことにより、砂利採取に伴う災害を防止し、砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 砂利採取業とは 砂利（砂及び玉石を含む）の採取、洗浄を行う事業で、営利目的か否かにかかわらず、反復継続して行うものを砂利採取業という。</p> <p>2) 砂利採取業者の登録制度とは 砂利採取業を営むためには、知事から砂利採取業者の登録を受けなければならぬが、砂利採取業者の登録には、砂利採取業務主任者を置くなど一定の資格要件を具えて申請することが必要である。資格要件を欠いている場合などには登録を拒否される。（法第3条～第6条）</p> <p>3) 砂利採取計画の認可制度とは 砂利の採取を行うには、砂利の採取場ごとに以下の事項について砂利採取計画を定め、知事（又は河川管理者。一部地域においては市長又は町長。※権限移譲）に認可申請してその認可を受けなければならない。</p> <p>【砂利採取計画に定める事項】（法17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①砂利採取場の区域 ②採取する砂利の種類、数量、採取期間 ③採取方法、採取のための設備、その他の施設に関する事項 ④採取に伴う災害防止の方法及び施設 ⑤採取した砂利の水切り方法、設備、その他設備に関する事項 <p>4) 砂利採取計画の認可を受けるには 認可を申請しようとする場合には、所定の申請書に位置図、周辺見取図、実測平面図、実測縦横断図、業者登録証、採取の権原を証する書面、採取のために要する他の法令等による許可等の書面、埋め戻し土砂の確保に関する書面、採取した砂利の搬出経路図等を添えて、知事（又は河川管理者。一部地域においては権限移譲により市町村長）に申請しなければならない。</p>

許可等の基準	<p>【認可基準とは】</p> <p>申請内容が以下の要件を満たし、他の法令等を遵守して適正に行われるものであると認められる場合に認可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①砂利の採取が他人に危害を及ぼすおそれがないこと。 ②公共の用に供する施設（道路、堤防など）を損傷するおそれがないこと。 ③他の産業の利益を損じず、公共の福祉に反しないこと。 ④採取期間、公共施設等からの保安距離、掘削勾配、掘削深、採取跡地の処理などについて定めた「砂利採取計画認可準則」の基準に適合すること。
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請" --> B[地域建振設興部局] B -- "意見照会" --> C[市町村] C -- "回答" --> B B -- "採取計画等の通報" --> D[所轄警察署] </pre> <p>※市町村に権限が移譲されている場合がある。</p>
処理手続に要する日数	申請を受理した日の翌日から起算して 15 日
担当機関	県各地域振興局建設部
罰則等	認可を受けないで砂利の採取を行った場合及び採取計画の遵守義務違反、採取計画の変更命令違反、緊急措置命令違反、報告義務違反について罰則の適用がある。 (法第45条以下)
備考	一級河川の国土交通省直轄（指定区間外）区域内における砂利採取計画の認可申請先は、知事ではなく国土交通省東北地方整備局長である。

3.3 景観を保全するための建築物、土地の区画形質の変更等の届出 (秋田県の景観を守る条例)

制度の要点	一定規模以上の建築物及び工作物の新築や増改築、物品の集積、土石等の採取、宅地造成などの土地の区画形質の変更を行う場合は、届出しなければならない。 届出の必要な行為を新たに行う場合には、届出行為景観保全基準を遵守し、周辺の景観と調和を保つように配慮しなければならない。 (県条例第8条、10条)																													
目的	本県の豊かな自然に恵まれた景観を守り、心の和む県土を後世に引き継ぐことを目的とする。																													
対象地域	県内全域（届出行為の必要地域は、原則として※沿道・沿線地域） ※高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から200m以内の地域																													
内容及び必要手続	<p>■届出の必要な行為</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行為の種類</th> <th colspan="2">規模</th> </tr> <tr> <th>沿道・沿線地域</th> <th>左以外の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更</td> <td>高さ13m又は延べ面積1,000m²を越えるもの（増築又は改築後においてこの規模を越えるものを含む。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>工作物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>さく、塀、擁壁等</td> <td>高さ3mを越えるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等</td> <td>高さ13mを越えるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）</td> <td>高さ30mを越えるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>屋外における物品の集積又は貯蔵</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>用途を廃止された物品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>高さ1.5m又は水平投影面積500m²を越えるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存（500m²以下）に追加</td> <td>追加後の規模：同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存（500m²を越える）に追加</td> <td>追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50m²を越えるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	規模		沿道・沿線地域	左以外の地域	建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更	高さ13m又は延べ面積1,000m ² を越えるもの（増築又は改築後においてこの規模を越えるものを含む。）		さく、塀、擁壁等	高さ3mを越えるもの		煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを越えるもの		電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さ30mを越えるもの		用途を廃止された物品			新設	高さ1.5m又は水平投影面積500m ² を越えるもの		既存（500m ² 以下）に追加	追加後の規模：同上		既存（500m ² を越える）に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50m ² を越えるもの	
行為の種類	規模																													
	沿道・沿線地域	左以外の地域																												
建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更	高さ13m又は延べ面積1,000m ² を越えるもの（増築又は改築後においてこの規模を越えるものを含む。）																													
さく、塀、擁壁等	高さ3mを越えるもの																													
煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを越えるもの																													
電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さ30mを越えるもの																													
用途を廃止された物品																														
新設	高さ1.5m又は水平投影面積500m ² を越えるもの																													
既存（500m ² 以下）に追加	追加後の規模：同上																													
既存（500m ² を越える）に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50m ² を越えるもの																													

	行為の種類	規 模		
		沿道・沿線地域	左以外の地域	
		一般資材の物品		
新設		高さ3m又は水平投影面積1,000m ² を越えるもの		
既存(1,000m ² 以下)に追加		追加後の規模:同上		
既存(1,000m ² を越える)に追加		追加する部分の規模:高さ1m又は水平投影面積100m ² を越えるもの		
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更		面積3,000m ² 又は法・擁壁の高さ3mを越えるもの	法・擁壁の高さ10m スキー場のゲレンデの面積10haを越えるもの	

◎行為に着手する日の30日前までに、必要書類を添付のうえ、行為地を所管する地域振興局建設部用地課または、権限移譲市町村担当課に届出。平成27年3月31日現在の権限移譲市町村は、藤里町・三種町・八峰町・上小阿仁村・男鹿市・五城目町・八郎潟町・井川町・にかほ市・大仙市・仙北市・美郷町・湯沢市・羽後町・東成瀬村の15市町村である。

(秋田市、横手市、小坂町、大潟村は独自条例による)

手続のフロー図	<pre> graph LR A[届出地域振興局等] --> B[書類審査・現地調査] B --> C[指導不要通知] B --> D[指導・勧告] D --> E[改善・変更] E --> F[行為の着手] C --> F </pre>
※勧告は、県景観保全審議会の意見に基づく（審議会は都市計画課で開催）	
処理手続に要する日数	届出書を受理してから30日以内に、書類審査、現地調査等を行い、景観保全上必要と認める場合は、改善・変更を指導。
担当機関	県各地域振興局建設部用地課（用地管理班等） 権限移譲市町村担当課 景観行政団体市町村担当課
罰則法	無届けや虚偽の届出をした場合には、罰則を適用する規定がある。
備考	

3.4 岩石採取計画の認可制度 (採石法)

制度の要点	採石業者が、岩石の採取を行おうとする場合は、岩石採取場ごとに採取計画を定めて、採石場の所在する都道府県知事の認可を受けなければならない。 また、認可を受けた採取計画を変更しようとする場合も同様である。 (法第33条、33条の5)
目的	採石権の制度を創設し、岩石採取業を行う者の登録及び岩石採取計画の認可その他の規制を行うことにより、岩石採取に伴う災害を防止し、岩石採取業の健全な発達に資することを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 採石業とは 花崗岩、安山岩、玄武岩、凝灰岩及びけいそう土などの岩石（全24種類）を採取する事業を採石業という。</p> <p>2) 採石業者の登録制度とは 採石業を行うためには知事の登録を受けなければならない。（法第32条） 採石業の登録には、採石法違反により罰金刑以上の刑の執行終了から2年以上経過していること並びに「採石業務管理者」を配置するなどの一定の資格要件を具备していることが必要である。資格要件を欠く場合、虚偽記載の場合などには登録を拒否される。（法第32条の4）</p> <p>3) 岩石採取計画の認可制度とは 岩石の採取を行うには、岩石採取場ごとに以下の事項について「岩石採取計画」を定め、採石場所在地を管轄する知事（県資源エネルギー産業課）に申請してその認可を受けなければならない。（法第33条）</p> <p>【岩石採取計画に定める事項】 （法第33条の2）</p> <ul style="list-style-type: none">①岩石採取場の区域②採取する岩石の種類、数量及び採取期間③採取の方法、採取のための設備及びその他の施設に関する事項④採取に伴う災害防止の方法及び施設に関する事項⑤岩石の賦存の状況⑥採取する岩石の用途及び廃土又は廃石の堆積方法

	<p>4) 岩石採取計画認可申請の書類等は 認可を申請しようとする場合は、申請書に位置図、周辺見取図、実測平面図、実測縦横断図、登録証の写、採石業務管理者の氏名及びその監督計画、採取の権原を有する書面、他の法令による許可等の写、搬出方法及び搬出経路図を添えて申請する。（法第33条の3）</p>
許可等の基準	<p>【認可基準とは】 認可申請の内容が以下のいずれにも該当するものと認められる場合に認可される。（法第33条の4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①採取計画に基づいて行われる岩石の採取が他人に危害を及ぼすおそれがないこと。 ②公共の用に供する施設（道路、堤防等）を損傷しないこと。 ③農業又は林業若しくはその他の産業の利益を損じないこと。 ④公共の福祉に反しないこと。
手続きのフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B["(知事) 県資源エネルギー産業課"] B -- 意見照会 --> C[市町村] C -- 回答 --> B B -- 認可の通報 --> D[申請者] B -- 認可 --> E[申請者] B -- 不認可 --> E B -- 現地調査 --> B </pre>
処理手続に要する日数	申請受理後 60 日以内
担当機関	県産業労働部資源エネルギー産業課 産業保安班
罰則法	採石業者の登録を受けないで採石業を営んだ者、認可を受けないで岩石の採取を行った者、採取計画の遵守義務違反及び緊急措置命令違反等の場合には、罰則の適用がある。
備考	※ 特定の岩石を採取する場合で、採取する岩石の用途、岩石の採取方法、採取に従事する者の数等の要件を満たす政令で定める業態の者は認可不要。

3.5 鉱業権の設定

(鉱業法)

制度の要點	法定の鉱物を掘採するための鉱業権の設定を受けようとする場合は、経済産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。また、同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとする場合は、その鉱物ごとに鉱業権の設定を出願しなければならない。ただし、同種の鉱床中に存する2種以上の鉱物を掘採する場合は、この限りではない。 (法第21条)												
目的	鉱物資源を合理的に開発することによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。												
対象地域	県内全域												
内容及び必要手続	<p>1) 鉱物とは 金、銀、銅、鉛、亜鉛、石炭、石油など41鉱種が法律で定められている鉱物である。 (法第3条)</p> <p>2) 鉱業権とは 鉱区（登録を受けた一定の区域）内で登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する権利をいう。 (法第5条) 鉱業権は土地所有権とは別個物権であり、出願により賦与されるもので、鉱業権のない者は鉱物を掘採できない。</p> <p>【鉱区の境界及びその面積】 (法第14条)</p> <p>①鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。</p> <p>②鉱区の面積の制限</p> <table> <tbody> <tr> <td>・上限</td> <td>350ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・下限</td> <td>(1) 石炭、石油、アスファルト、天然ガス</td> <td>15ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 石炭石、ドロマイド、けい石など</td> <td>1ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) その他の鉱物（砂鉱を除く。）</td> <td>3ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 鉱業権の種類 鉱業権には「試掘権」と「採掘権」の2種類がある。</p> <p>①試掘権 主に探鉱を目的とする権利で存続期間は登録日から2年間（石油、天然ガスは4年間）で、申請により2回まで延長できる。</p> <p>②採掘権 鉱物の存在が明らかで質及び量からみて採掘に適している場合に成立し、鉱物を採掘し取得できる権利。</p>	・上限	350ha		・下限	(1) 石炭、石油、アスファルト、天然ガス	15ha		(2) 石炭石、ドロマイド、けい石など	1ha		(3) その他の鉱物（砂鉱を除く。）	3ha
・上限	350ha												
・下限	(1) 石炭、石油、アスファルト、天然ガス	15ha											
	(2) 石炭石、ドロマイド、けい石など	1ha											
	(3) その他の鉱物（砂鉱を除く。）	3ha											

許可等の基準	<p>【許可等の基準】</p> <p>①出願人の資格要件（法第17条） 鉱業権を取得できるのは、日本国民又は日本国法人に限られている。</p> <p>②不許可となる場合（法第29条） 不許可となる場合の例は以下のような場合などである。</p> <p>ア) 出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認められるとき、又は保健衛生上の害があり、公共の用に供する施設等を破壊するなどの場合。</p> <p>イ) 既設の鉱区と重複する場合、又は他人の鉱業の実施の著しい妨げとなる場合。</p>
手続きのフロー図	<pre> graph LR A[出願人] -- "出願(申請)" --> B["東北経済産業局 資源・燃料課"] B -- "許可 (不許可)" --> C[形式審査] C --> D[受理] D --> E[審査] E --> F[県と協議] </pre>
担当機関	<p>(出願先) 東北経済産業局 資源・燃料課</p> <p>(県担当課) 県産業労働部資源エネルギー産業課 産業保安班</p>
罰則等	<p>鉱業権によらないで鉱物を掘採した場合、不正行為により鉱業権の許可を得た場合には罰則の適用がある。</p>
備考	<p>鉱業権に基づき鉱物の掘採の事業をしようとする場合には、「鉱業施業案」を定めて、経済産業局長の認可を得なければならないこととされている。</p>

3.6 史跡名勝天然記念物の現状変更等許可 (文化財保護法、秋田県文化財保護条例)

制度の要点	史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更しようとする場合、又はそれらの保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官又は県教育委員会の許可又は同意を受けなければならない。また、県指定史跡名勝天然記念物に関する同様の行為は、県教育委員会の許可を受けなければならない。 (法第125条、168条、184条、文化財保護法施行令第5条、条例第37条)
目的	歴史・文化・自然等の正しい理解のため欠くことのできない文化財である国指定または県指定の史跡名勝天然記念物を保存し、保護することを目的とする。
対象地域	指定物件の存する範囲及びその保存に影響を与える範囲
内容及び必要手続	<p>1) 史跡名勝天然記念物とは 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものを記念物という。 (法第2条、条例第2条) 記念物のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものを「史跡名勝天然記念物」といい、そのうち特に重要なものが「特別史跡名勝天然記念物」に指定されている。 (法第109条) また、記念物のうち県にとって重要なもので県教育委員会が指定したものを「県指定史跡名勝天然記念物」という。(条例第34条)</p> <p>2) 許可を要する行為とは ①国指定又は県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更する行為 ②国指定又は県指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす行為</p> <p>3) 許可を要しない行為とは ①史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなくその史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状に復する場合のその行為。 ②史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その毀損又は衰亡の拡大を防止するために応急の措置をする場合のその行為。 ③史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、その部分の復旧が明らかに不可能である場合において、その部分を除去する場合のその行為。</p>

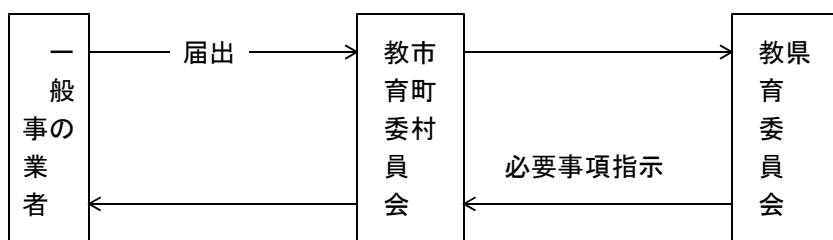
許可等の基準	<p>【許可等の基準とは】</p> <p>①史跡名勝天然記念物の現状変更等については、個々の物件により性格や現況がさまざまであるために一様の許可基準を定めることができることから、個々の申請に係る行為ごとにやむを得ないものかどうかを判断することとなる。</p> <p>②上記の判断においては、史跡名勝天然記念物の保存管理計画、指定物件の保存上の支障の有無及び支障となるおそれの程度を勘案して判断する。</p>
手続のフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[教市育町委村員会] B -- 進達 --> C[教県育委員会] C -- 通知 --> A C -- 副申 --> D[文化庁長官] D -- 許可 (条件付許可) (不許可) --> C </pre>
処理手続に要する日数	3ヶ月以内
担当機関	県教育庁生涯学習課文化財保護室 文化財保護班
罰則等	許可を受けないでした行為、許可の条件に違反した行為、又は行為についての停止命令に違反した場合などには罰則の適用がある。
備考	

3.7 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出制度 (文化財保護法)

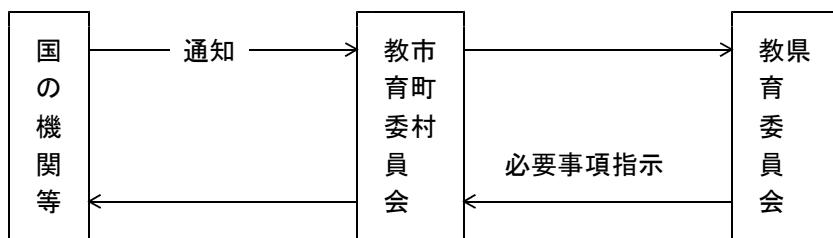
制度の要点	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘(=掘削等)しようとする場合は、着手する60日前までに秋田県教育委員会に届出しなければならない。また、国の機関等が埋蔵文化財調査目的以外の土木工事等で、上記の土地を発掘(=掘削等)しようとする場合は、あらかじめ秋田県教育委員会に通知しなければならない。(法第93条、94条)
目的	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等によって、埋蔵文化財が破壊されるのを防止し、埋蔵文化財を保護するため、土木工事等の着手前に埋蔵文化財の取扱についての協議、調整を図ることを目的とする。
対象地域	貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の区域 (遺跡・館跡など)
内容及び必要手続	<p>1) 周知の埋蔵文化財包蔵地とは 貝塚、古墳、住居跡などの埋蔵文化財を包蔵する土地として広く一般に知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。(法第95条)</p> <p>2) 届出等を要する行為とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を掘削等により土地の形質を変更する行為は、行為着手の60日前までに秋田県教育委員会に届出を要する。(法第93条) ・国、地方公共団体等の機関が上記の行為をする場合は、あらかじめ秋田県教育委員会にその旨の通知を要する。(法第94条) <p>3) 届出を要しない場合とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ①非常災害のために必要な応急措置を執る場合 ②国指定史跡の土地の掘削等について現状変更等の許可(法第125条)を申請した場合 <p>4) 土地の掘削等の届出等に対する措置 届出者に対して、秋田県教育委員会は当該発掘(=掘削等)の前に埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。</p>

手 続 の
フ ロ ー 図

【一般事業者による土木工事等による届出の場合】



【国の機関等が行う土木工事等による通知の場合】



※ 上記の届出又は通知を要する行為をしようとする場合、事業計画の策定段階で、埋蔵文化財の取り扱いについて協議・調整を行う必要がある。

担 当 機 関

県教育庁生涯学習課文化財保護室 埋蔵文化財・世界遺産登録推進班

罰 則 等

埋蔵文化財の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった場合には、罰則の適用がある。

備 考

【土木工事等についての必要事項の指示等】

これには、工事等の停止又は禁止命令や慎重工事若しくは工事立会又は発掘調査による記録保存の指示等がある。

3.8 温泉掘削等の許可 (温泉法)

制度の要点	<p>温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬ。(法第3条)</p> <p>また、温泉の湧出路を増掘し、または温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。(法第8条)</p>
目的	温泉を保護し、その適正利用の推進を図るため、温泉湧出目的の掘削を制限することによって、温泉の湧出量、温度、成分に対する影響の防止並びに公益を保護することを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 温泉とは 地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温度が摂氏25度以上又は定められた物質を一定量以上含有するものを温泉という。</p> <p>2) 許可が必要な行為とは</p> <p>①【温泉湧出目的の土地の掘削】 温泉を湧出させる目的での土地を掘削する行為又は温泉の試掘のための調査ボーリングをする場合（法第3条）</p> <p>②【温泉の増掘又は動力装置の設置】 温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力装置を設置する場合（法第8条）</p> <p>3) 許可申請の資格及び申請先は</p> <p>①【申請の資格】</p> <ul style="list-style-type: none">・掘削に必要な土地について土地を使用する権利を有すること。・掘削等のために河川法、森林法など他の法令による許可等が必要な地域の場合は、その許可を受けているか、許可等の見込みが明らかなもの。 <p>②【申請先】 掘削等の工事施行地を所管する保健所</p>

許可等の基準	<p>【許可の基準とは】～土地の掘削及び動力装置の設置とも共通 次の不許可基準に該当する場合以外には許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき ②公益を害するおそれがあると認めるとき ③温泉法により罰金以上の刑に処されている場合は、執行終了後、2年を経過しないとき ④上記①・②を理由に許可を取り消されたことがある場合には、取り消しの日から2年を経過しないとき <p>【許可の有効期間とは】 2年間</p> <p>【原状回復命令とは】 許可が取り消された場合、又は掘削した場所に温泉が湧出しない場合などには、原状回復を命令されることがある。</p>
手続きのフロー図	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[保健所] B -- 進達 --> C[自然保護課] C -- 許可等通知 --> B C -- 諸問 --> D[県自然環境保全審議会 温泉保護部会] D -- 答申 --> C C -- 協議調整 --> E[国・県関係機関] </pre> <p>フロー図説明：申請者は保健所に申請を行います。保健所は申請を受け取った後、許可等通知を行います。また、自然保護課に進達を行います。自然保護課は許可等通知を行った後、諸問を行います。諸問を受けた後、答申を行います。答申を受けた後、自然保護課は協議調整を行います。協議調整を受けた後、国・県関係機関へ連絡します。</p>
処理手続に要する日数	申請書類提出期限……審議会開催日の1ヵ月前（審議会開催月～7, 11, 3月） 審議会の答申後7日以内に許可等の処分を行う。
担当機関	秋田県生活環境部自然保護課 調整・自然環境班、各保健所
罰則等	許可を受けないでした行為、措置命令及び原状回復命令に違反した場合には、罰則の適用がある。
備考	<p>【温泉湧出以外の他の目的による掘削の制限】 温泉を湧出させる目的以外での土地の掘削は許可を要しないが、掘削によって、温泉の湧出量、温泉又は成分に著しい影響を及ぼす場合で公益上必要があると認めるときは、知事は掘削した者に対してその影響を阻止するための必要な措置を命令することができる。</p>

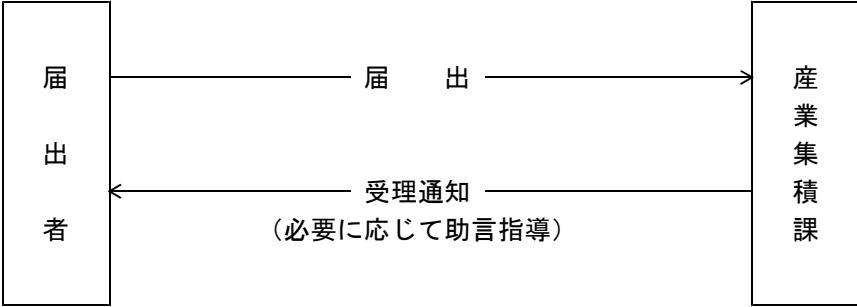
3.9 大規模小売店舗立地法届出制度 (大規模小売店舗立地法)

制度の要点	大規模小売店舗の新設（建物の増床や用途変更すること等により大規模小売店舗となる場合を含む。）及び変更を行おうとする場合は知事に予め届出しなければならない。
目的	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することで、小売業の健全な発展を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 大規模小売店舗とは 一つの建物における店舗面積の合計が1,000m²を超える小売店舗。</p> <p>【一つの建物とは】 ①屋根、柱又は壁を共通にする建物、②通路によって接続され機能が一体となっている2以上の建物、③同一又は隣接する敷地内に立地する2以上の建物をいう。</p> <p>【店舗面積とは】 小売業（飲食店は除き、物品加工修理業を含む。）を営むための店舗の用に供される床面積をいう。</p> <p>2) 届出をしようとする場合には、大規模小売店舗立地法手続要綱による出店計画概要説明等の手続が必要になる。</p>
許可等の基準	<p>1) 大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交通渋滞の防止 ②駐車場・駐輪場の確保 ③騒音等の発生防止 ④廃棄物の適正な保管・処理 ⑤防災・防犯対策への協力 ⑥街並みづくり等への配慮 等

手 続 の フ ロ 一 図	<p>※市町村長に権限が移譲されている場合がある。</p>
担当機関	県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班
罰 則 等	届出をしないで大規模小売店舗を設置した場合、虚偽の届出をした場合等は、100万円以下の罰金に処する。
備 考	

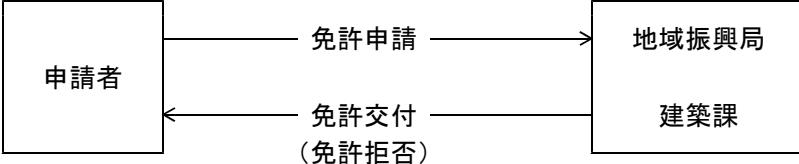
4 O 特定工場の新設・変更の届出 (工場立地法)

制度の要点	製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、電気供給業（水力・地熱発電所を除く。以下同じ。）、ガス供給業、熱供給業に係る工場又は事業場で敷地面積又は建築面積が一定の規模を超えるものを新設又は変更しようとする場合は、知事に届け出なければならない。（法第6条、7条、8条）
目的	工場の立地が周辺の生活環境等に対して及ぼす社会的影響が大きいものであることから、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 特定工場の新設、変更の届出とは</p> <p>製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場（水力、地熱及び太陽光発電所を除く）であってその規模が次のいずれかに該当するものを「特定工場」といい、これを新設又は変更する場合は届出を要する。</p> <p>【特定工場の規模要件】……………下記のいずれかに該当するもの</p> <p>ア) 敷地面積 9,000m²以上 イ) 建築物の建築面積合計 3,000m²以上</p> <p>【届出が必要な場合】</p> <p>①特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途変更により特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合（法第6条関係）</p> <p>②敷地面積の変更、生産施設の新增設、緑地又は環境施設の変更等により届出すべき事項を変更しようとする場合（法第7条、第8条関係）</p> <p>③氏名又は名称及び住所の変更をした場合（法第12条関係）</p> <p>④地位を承継した場合（法第13条関係）</p> <p>2) 届出に対する勧告、変更命令とは</p> <p>届出の事項が、次の「工場立地に関する準則」に適合しない場合等には、届出の日から60日以内に勧告を受けることがある。また、勧告に従わない場合は、届出の日から90日以内に変更命令を受けることがある。</p>

許可等の基準	<p>1) 工場立地に関する準則とは</p> <p>特定工場設置の届出内容は、以下の準則に適合していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産施設面積率 生産施設面積の敷地面積に占める割合で、業種区分に応じて制限がある。 (30%～65%以下) ②緑地面積率 敷地面積に対する緑地面積の割合。(20%以上) ③環境施設面積率 周辺の地域の生活環境の保持に寄与する施設で②の緑地面積を含む環境施設面積の敷地面積に対する割合。(25%以上) このほか環境施設の配置等についての準則が定められている。 <p>2) 特定工場設置等の実施制限期間とは</p> <p>特定工場の新設（変更）の届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、届出者は当該特定工場を新設（変更）することができない。</p> <p>ただし、実施制限期間短縮を申請し、相当と認められた場合を除く。</p>
手続きのフロー図	 <pre> graph LR A[届出者] --> B[届出] B --> C[産業集積課] C -- 受理通知 (必要に応じて助言指導) --> A </pre> <p>※由利本荘市・井川町以外は、市町村長に権限が移譲されている。</p>
担当機関	県産業労働部産業集積課 立地支援班
罰則等	届出義務に違反した者、変更命令に違反した者に対しては、罰則の適用規定がある。
備考	<p>法改正（平成10年1月31日施行）により、緑地面積率等について、国が定める範囲内において都道府県が実状に応じて条例で基準を定めることができることとなった。ただし、本県では条例を定めていないので、国が定めた準則が適用される。</p> <p>また、企業立地促進法に基づき市町村が、緑地を含む環境施設の面積割合について、対象地域を1～25%の範囲で独自に設定できる。</p> <p>現在、秋田市・にかほ市・横手市が条例を設け、設定している。</p>

4.1 宅地建物取引をするための免許等 (宅地建物取引業法)

制度の要点	宅地又は建物の売買、交換を自ら業として行う場合、及び宅地建物の売買、交換、賃借の代理又は媒介を業として行う場合は、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。また、宅地建物取引業者は、その事務所ごとに専任の宅地建物取引士を置かなければならない。（法第3条、15条）
目的	宅地建物取引業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保し、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、宅地建物購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図ることを目的とする。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 宅地建物取引業とは 宅地又は建物の取引（売買及び交換、或いは売買、交換及び賃借の代理又は媒介行為）を不特定多数人を相手方として反復継続して行い、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度の行為を宅地建物取引業という。</p> <p>2) 宅地建物取引業の免許とは 宅地建物取引業を営もうとする場合にはその免許が必要であり、免許は国土交通大臣又は都道府県知事が交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①免許申請先（免許権者） <ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合………国土交通大臣 ・1つの都道府県のみに事務所を設置する場合………知事 ②免許の有効期間 5年間（以後免許の更新を要する。）
許可等の基準	<p>【免許の基準とは】（法第5条）</p> <p>①免許申請者が備えるべき資格要件等について一定の欠格事由に該当しないこと。 《主な欠格事由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人若しくは被保佐人又は復権を得ない破産者 ・禁固以上の刑に処され、その執行終了から5年以上経過していない者 ・免許申請前5年以内に宅地建物取引業に関して不正な行為等をした者 ・専任の宅地建物取引士を事務所に設置していない者 <p>②申請書及び添付書類に虚偽事項の記載がないこと。</p>

その他留意すべき事項	<p>1) 宅地建物取引士とは 知事が実施する宅地建物取引士資格試験に合格し、その知事の登録を受け、登録している知事から宅地建物取引士証の交付を受けた者を宅地建物取引士という。 (法第2条第4号)</p> <p>2) 宅地建物取引業を営業するための要件とは</p> <p>①取引に関する損害を受けた者を保護するための「営業保証金」の供託。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業保証協会への加入者の供託金（弁済業務保証金分担金） 主たる事務所 60万円、その他の事務所 30万円 ・保証協会加入者以外の者の供託金 主たる事務所 1,000万円、その他の事務所 500万円 <p>②営業保証金を供託した旨の知事への届出 (法第25条) 上記の手続き後に事業を開始できる。</p>
手続きのフロー図	 <pre> graph LR A[申請者] -- 免許申請 --> B[地域振興局 建築課] B -- 免許交付 (免許拒否) --> A </pre>
担当機関	県建設部建築住宅課 建築指導班 県各地域振興局建設部建築課（免許申請先）
罰則等	不正に免許を所得した場合、無免許で営業した場合、名義貸し行為をした場合、業務上の不正、不当な行為をした場合、業務停止処分などの行政処分に違反して営業した場合などには、罰則の適用がある。
備考	

4.2 優良宅地の認定申請制度 (租税特別措置法)

制度の要点及び目的	優良な宅地の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じることにより、宅地供給の促進と有効な土地利用を確保することを目的とする制度である。
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 優良宅地認定事務の概要</p> <p>①面積1,000m²以上の場合（都道府県知事認定、県条例により全市に権限移譲） 宅地造成を行う者は、造成工事着手前に知事に認定申請し、優良宅地認定基準に適合していれば、知事が認定済証を交付する。 宅地造成工事完了後に知事に証明申請し、審査を経て、知事が証明書を交付する。</p> <p>②面積1,000m²未満の場合（市町村認定） 宅地造成を行った者は、宅地造成工事完了後に市町村長に認定申請し、優良宅地認定基準に適合していれば、市町村長が証明書を交付する。</p> <p>※都市計画法に基づく開発許可を受けた土地の譲渡は、優良な宅地供給に資する譲渡に該当するため、優良宅地認定を受ける必要はない。</p> <p>2) 優良宅地の認定を受け、認定内容に適合した造成が行われる場合の課税の特例</p> <p>①優良宅地造成のために土地を譲渡する場合の譲渡所得の課税の特例（法第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ） 住宅建設のための一団の宅地の造成を行う者に対する個人又は法人による土地（所有期間が5年超、面積1,000m²以上、都市計画区域内）の譲渡である場合、特例措置が適用される（個人の譲渡の場合：軽減税率の適用、法人の譲渡の場合：重課の適用除外）。</p> <p>②優良な宅地を造成し譲渡する場合の課税の特例（法第28条の4第3項第5号イ及び第7号イ、第63条第3項第5号イ及び第7号イ） 宅地を造成した個人又は法人による当該宅地の譲渡（所有期間が5年以内）で、譲渡価格が適正で、譲渡の方法が公募によるものである場合、譲渡益に対する重課が適用されない。（1,000m²未満の宅地の譲渡の場合は、譲渡価格が適正であるもの）</p>

手 続 の フ ロ ー 図	<p>(1) 1,000m²以上の場合</p> <pre> graph TD subgraph Left [1,000m²以上の場合] A1[認定申請書] --> B1[審査] B1 --> C1[認定] C1 --> D1[工事] D1 --> E1[證明申請書] E1 --> F1[審査] F1 --> G1[證明] G1 --> H1[認定済証の交付] end subgraph Right [1,000m²未満の場合] A2[認定申請書] --> B2[審査] B2 --> C2[認定] C2 --> D2[工事] D2 --> E2[證明申請書] E2 --> F2[審査] F2 --> G2[證明] G2 --> H2[證明書の交付] end </pre> <p>(2) 1,000m²未満の場合</p>
処理日数	申請を受理した日の翌日から10日以内
担当機関	<p>1,000m²以上の場合 市の区域については各市の担当部局 町村の区域については県各地域振興局建設部</p> <p>1,000m²未満の場合 各市町村の担当部局</p>
備考	租税特別措置法の規定により、前記2)①のうち所有期間が5年超で法人が譲渡する場合、②の所有期間が5年以内で個人又は法人が譲渡する場合の土地譲渡益については、平成29年3月31日まで重課の適用が停止されているため、優良宅地認定を受ける必要はない。

4.3 宅地分譲地の譲渡予定価格の審査申出制度 (租税特別措置法施行令)

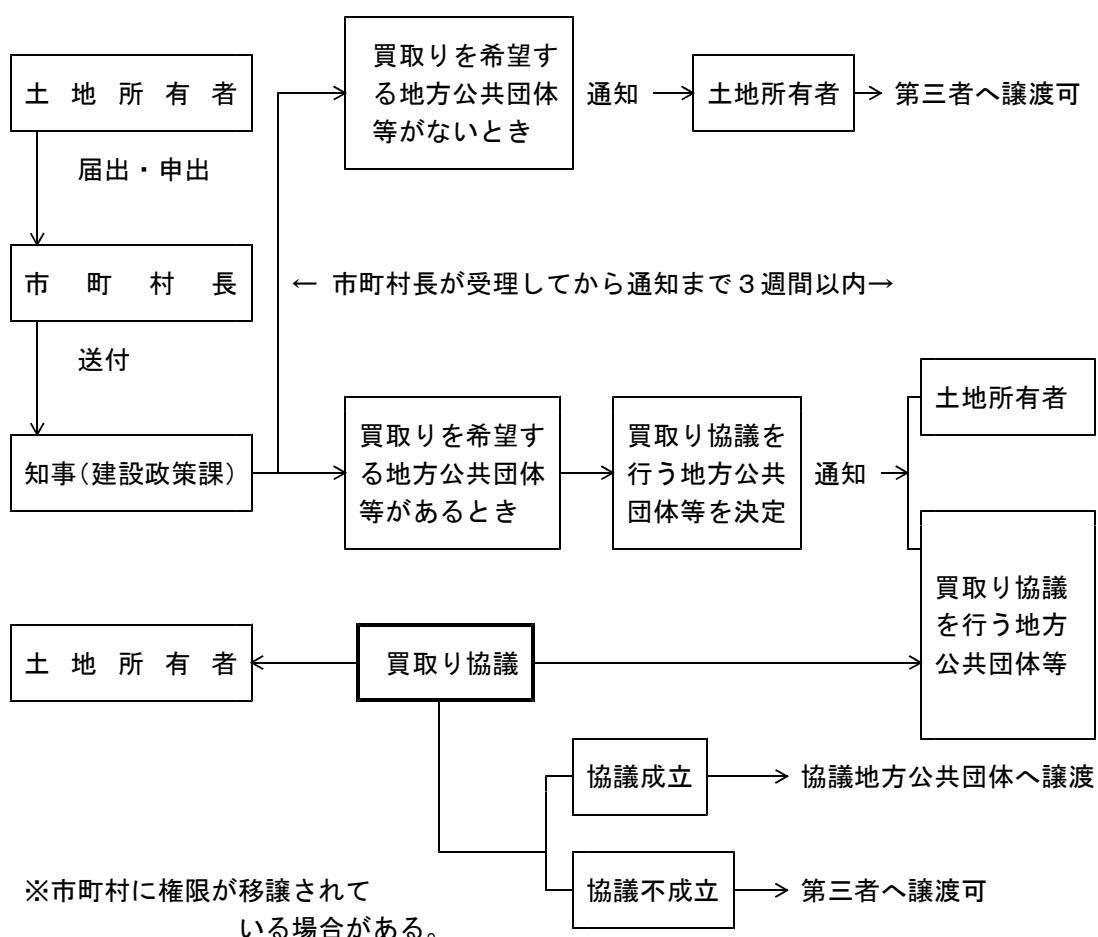
制度の要点及び目的	<p>都市計画法の開発許可等を受けるなど一定の要件を満たしている優良な宅地を造成し、その造成した一団の宅地の面積が1,000m²以上で国土利用計画法第23条に規定する土地売買等届出を要する面積未満である場合には、その宅地を造成分譲しようとする者は、あらかじめ、その宅地の譲渡予定価格についての審査を知事に申出することができる。</p> <p>なお、申出に対して知事から意見がない旨の通知を受けた場合は、土地譲渡所得等重課の適用除外となる。(法施行令第18条の5、38条の5)</p>
対象地域	県内全域
内容及び必要手続	<p>1) 優良な宅地の造成とは 都市計画法の開発許可を受けて造成した宅地、又は開発許可を要しない場合で知事から優良宅地の認定を受けて造成した宅地で、その宅地造成の内容が、開発許可又は優良宅地の認定内容に適合するものをいう。</p> <p>2) 土地建物譲渡所得重課制度とは 土地等の譲渡益に対しては、通常の税率のほかに上乗せ追加課税する制度で、土地保有期間の長短により、「長期譲渡所得(保有期間5年超)」、「短期譲渡所得(保有期間5年以下)」、「超短期譲渡所得(保有期間2年以下)」に区分され、保有期間が短いほど重課の率が大きくなる。</p> <p>3) 優良宅地造成に対する土地譲渡所得重課適用除外とは 開発許可あるいは知事の優良宅地の認定を受けた一団の宅地(その面積が1,000m²以上の場合)の全部または一部の譲渡で次の要件をすべて満たすことが証明された場合には、土地譲渡益に対する重課が適用除外とされている。 【開発許可等を受けた場合の適用除外要件】 ①宅地の譲渡価格が適正であること。 ②開発許可等の内容に適合していること。 ③宅地の分譲が公募による方法によること。</p> <p>4) 譲渡予定価格の審査申出制度とは 優良な宅地の造成、譲渡で、土地譲渡所得重課の適用除外を受けようとする場合、国土利用計画法の土地売買等届出を要しない面積規模の宅地分譲については、その譲渡予定価格が適正であることの証明を受けるため、あらかじめ知事に対して譲渡予定価額を申出して、その審査を受けることができるようにならしたのが「譲渡予定価格の審査申し出制度」である。ただし、審査申出の対象となるのは、宅地造成に係る一団の土地の面積が1,000m²以上の場合である。</p>

	<p>【1, 000m²未満の優良宅地（価格審査申出対象外）の取扱い】</p> <p>「譲渡予定価額の審査申出」の対象外となる1, 000m²未満の宅地の造成、譲渡に係るものについては、宅地造成工事完了後に市町村長から優良宅地の認定を受けているもので、税務署においてその譲渡価額が適正と判定されたものが、土地譲渡所得重課の適用除外となる。なお、この場合には、分譲方法が公募によらなくてよい。</p>
許可等の基準	<p>【価格審査の基準とは】</p> <p>申出の譲渡予定価額が、近隣類似地域における基準地等の価格を考慮して算定した相当な価格に照らして著しく適正を欠かないものであること。</p>
手続きのフロー図	<pre> graph TD A[宅分 地譲 造者 成] -- "宅地造成面積が1, 000m²以上で 開発許可又は優良宅地の認定済" --> B[価格審査申出] B --> C[知事] C -- "意見がない旨通知 (意見がある旨)" --> D[税の申告] D --> E[税務署] C -- "意見がある旨" --> C A -- "宅地造成面積が1, 000m²未満で 優良宅地の認定済" --> D </pre>
処理日数	審査申出を受理した日から6週間以内
担当機関	県建設部建設政策課 用地班
備考	平成10年1月1日より租税特別措置法施行規則の一部改正がされており、平成15年12月31日まで法人等の短期譲渡所得の軽減税率に係る譲渡については、その譲渡の対価の額が適正である旨の証明書類が不要とされております。詳細については担当課又は関係機関に確認してください。

4.4 都市計画区域内の土地の先買い届出 (公有地の拡大の推進に関する法律)

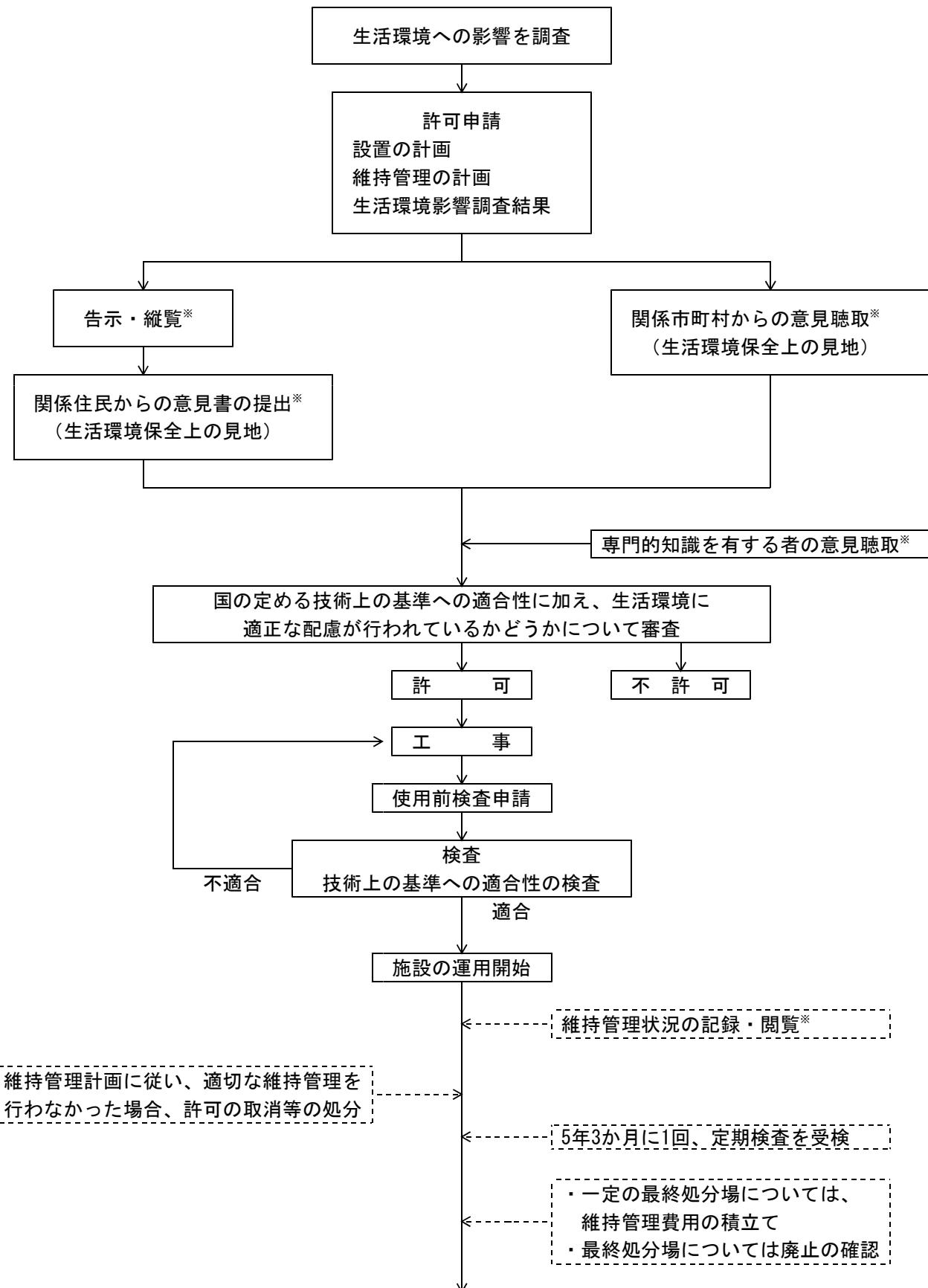
制度の要点	都市計画施設の区域内に所在する土地、又は都市計画区域内で道路、公園等の公共施設の区域として決定された区域内に所在する土地、及び新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業で知事が指定し、公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地などで、一定の規模を超える面積の土地を有償で譲渡しようとする者は、知事に届出しなければならない。 (法第4条)						
目的	地方公共団体等において都市計画区域の整備促進に必要な土地を計画的に確保していくために、土地所有者からの届出あるいは申出に基づいて土地所有者との協議により土地を先行取得するための制度で、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としている。						
対象地域	都市計画区域内及び都市計画区域外の都市計画施設区域内						
内容及び必要手続	<p>1) 土地を有償譲渡しようとする場合の届出制度とは</p> <p>次に該当する一定規模面積以上の土地を有償で譲渡しようとする土地所有者は、譲渡の相手方、譲渡予定価格等について、市町村長を経由して知事に届け出なければならない。 (法第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市計画施設の区域内の土地 ②都市計画区域内の土地（道路予定地、都市公園予定、河川予定地等） ③新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業施行区域内の土地 ④新都市基盤整備事業又は住宅街区整備事業の施行区域内の土地 ⑤都市計画区域内生産緑地地区内の土地 （①～⑤の土地で面積が200m²以上のもの） ⑥都市計画区域内（市街化調整区域を除く）に所在する土地で以下の面積以上の土地 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市街化区域内</td> <td>.....</td> <td>5,000m²以上</td> </tr> <tr> <td>市街化区域以外の都市計画区域内</td> <td>.....</td> <td>10,000m²以上</td> </tr> </table> <p>2) 土地の買い取り希望の申出制度とは</p> <p>都市計画区域内及び都市計画施設の区域内の土地で面積が200m²以上の土地の所有者が、地方公共団体等による買い取りを希望する場合には、市町村長を経由して知事にその旨の申出をすることができる。 (法第5条)</p>	市街化区域内	5,000m ² 以上	市街化区域以外の都市計画区域内	10,000m ² 以上
市街化区域内	5,000m ² 以上					
市街化区域以外の都市計画区域内	10,000m ² 以上					

手続のフロー図



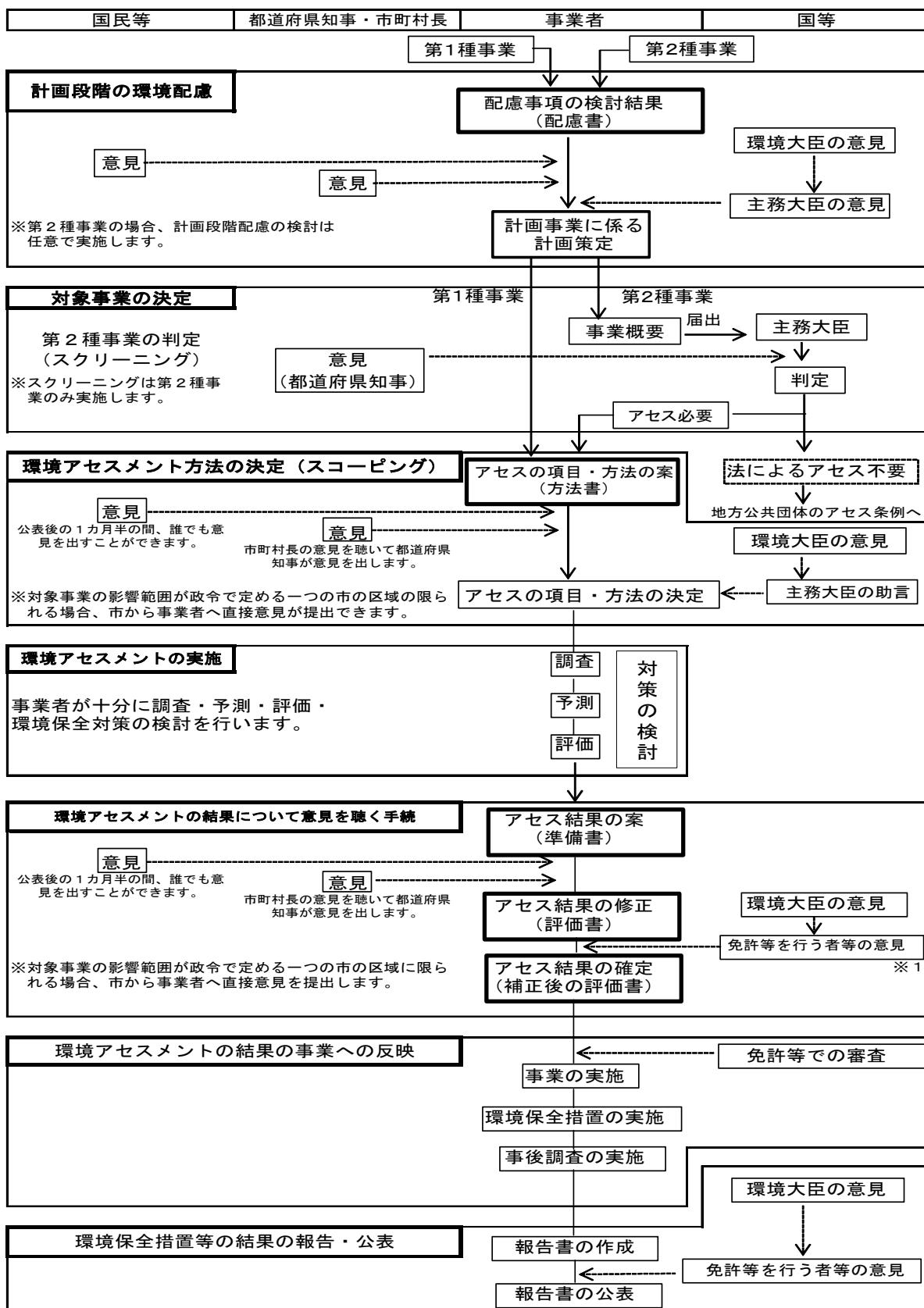
処理日数	届出（申出）受理の日から起算して3週間以内
担当機関	県建設部建設政策課 用地班
罰則等	届出が必要な土地を届出しないで有償で譲渡した場合、虚偽の届出をした場合などには罰則の規定がある。
備考	<p>【税制上の優遇措置の適用】</p> <p>公拡法の届出または申出に係る買取り協議成立による地方公共団体等への土地譲渡の所得について、1,500万円までの特別控除の適用を受けることができる場合があるが、詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。</p>

1 廃棄物処理施設の許可申請手続フロー図

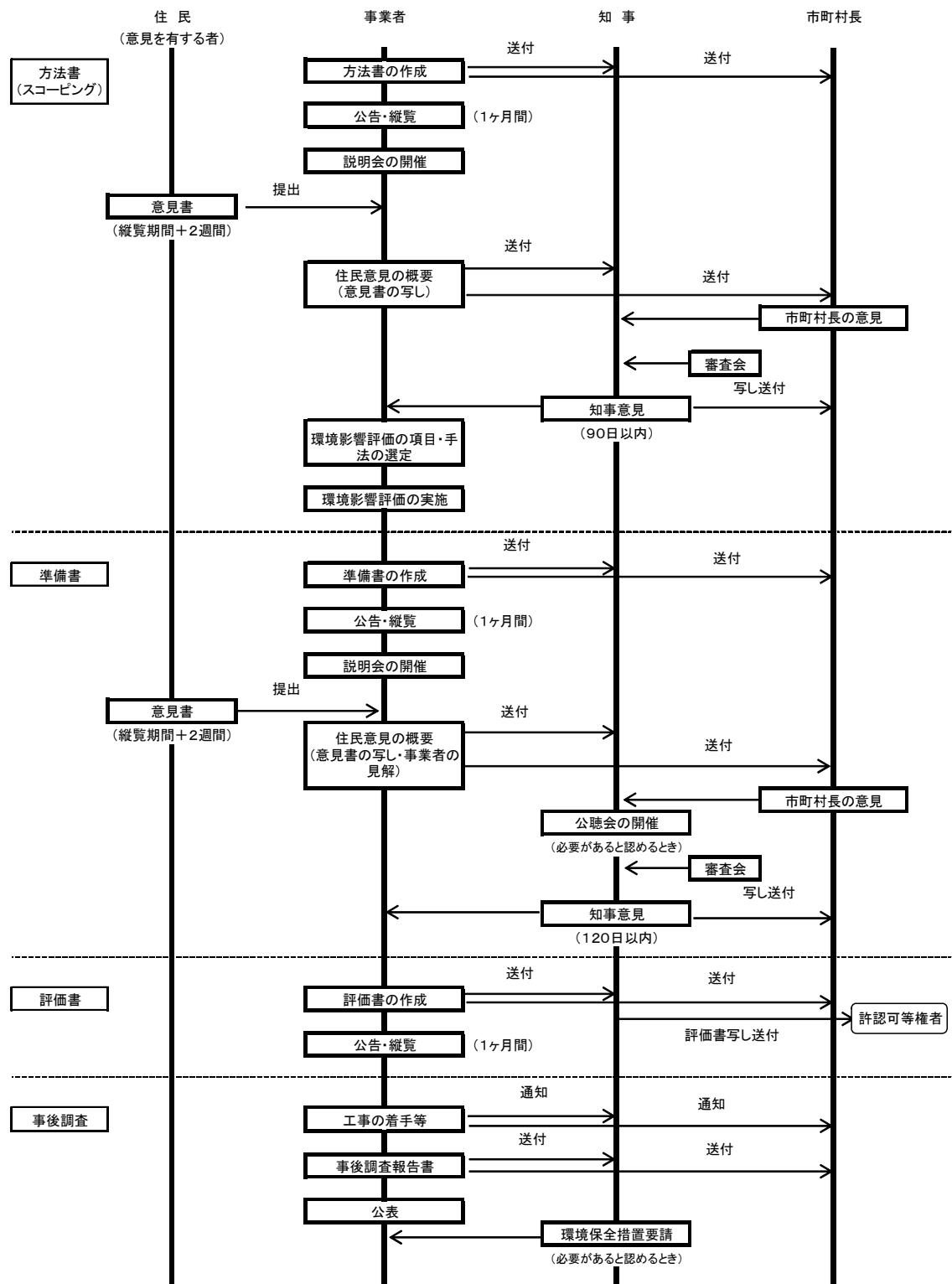


注) ※印の手続は、最終処分場及び焼却施設を対象とする。

2 環境影響評価（環境影響評価法）の実施手続フロー図

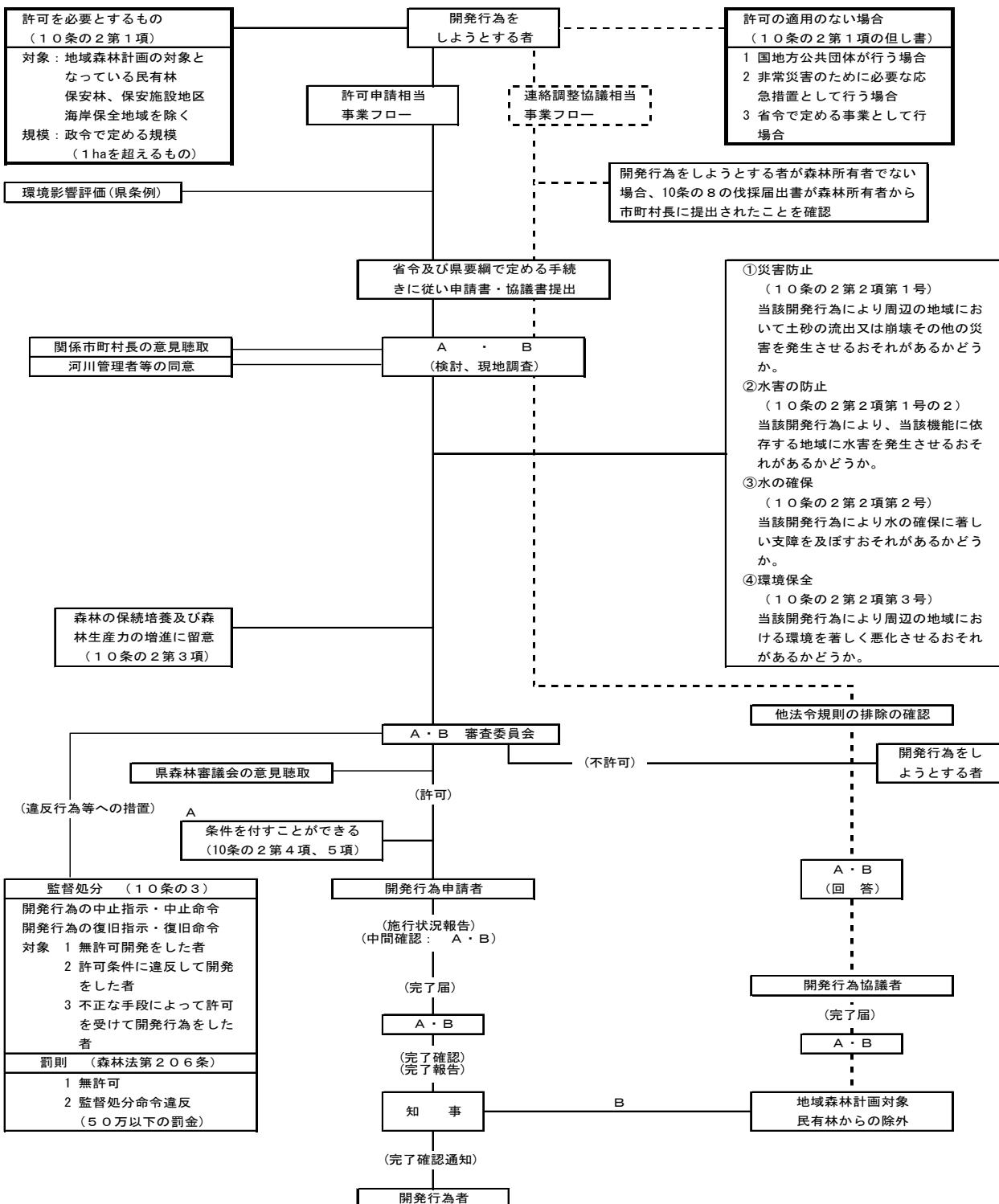


3 秋田県環境影響評価条例手続フロー図

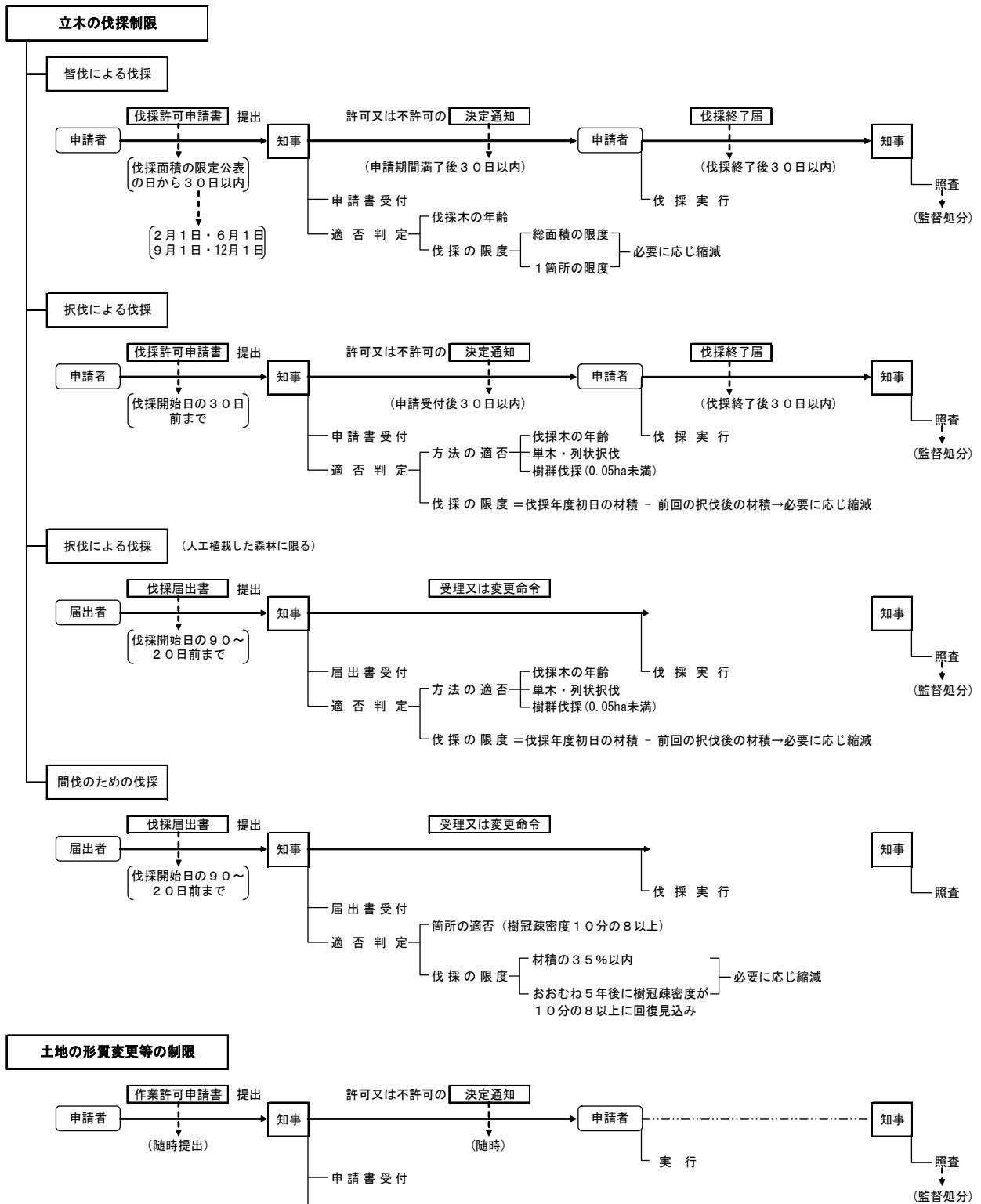


4 林地開発許可制度の体系図

(開発面積が 1 ha を超えるものに適用)

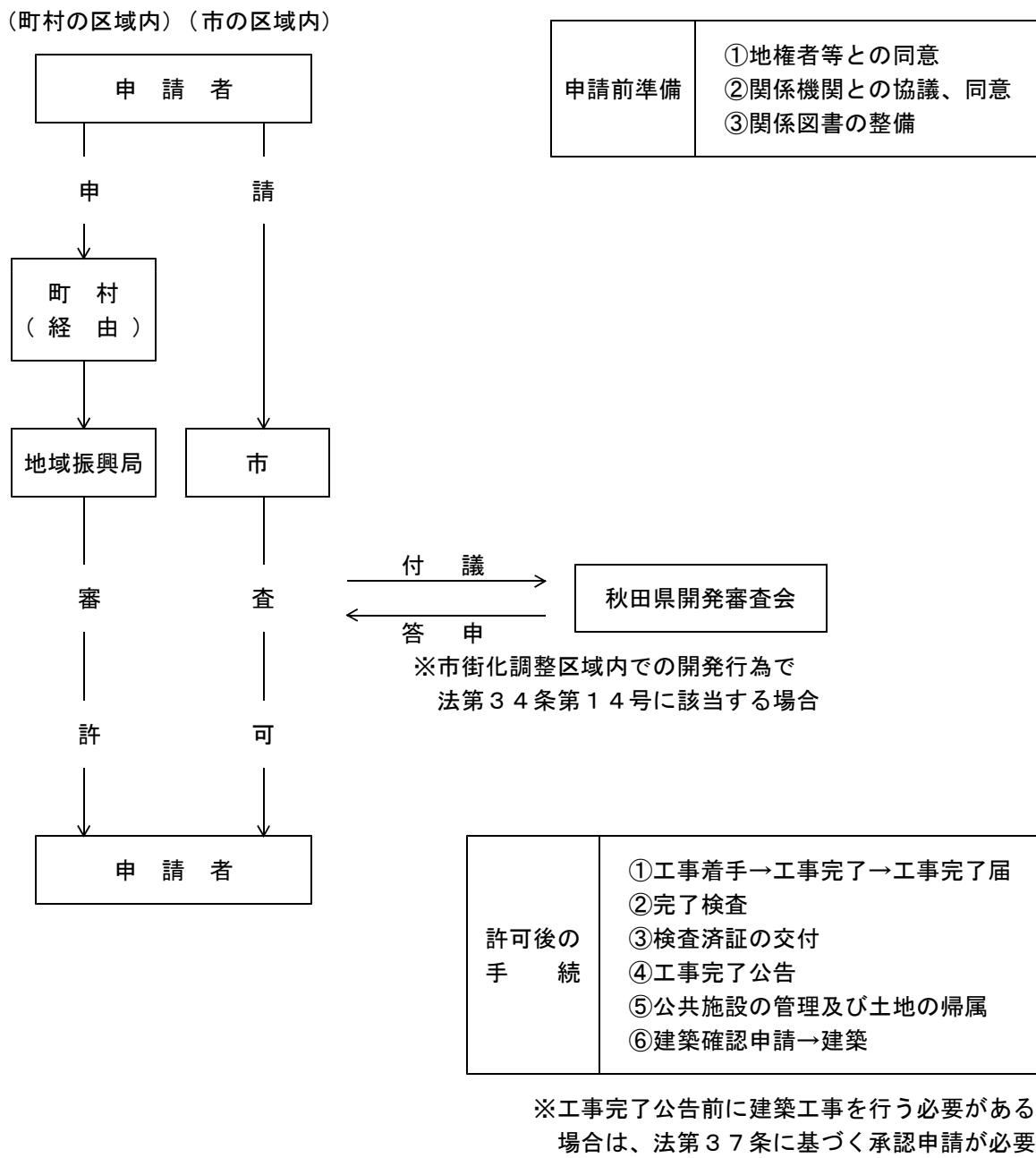


5 保安林における制限手続フロー図



(注) 国有林を管理する国の機関が森林法施行規則第22条の8第1項第10号、同条第22条の11第5号によって行う場合は、「許可申請書」は「協議書」、「許可又は不許可」は「同意又は不同意」となる。

6 都市計画法に基づく開発行為の許可制度手続フロー図



7 土地区画整理事業フロー図



9 掲載項目別県庁内担当課（室）一覧

(平成27年3月31日現在)

市外局番：018

番号	掲 載 項 目	県庁内担当課（室）	電話番号
1	土地売買届出制度	建設政策課 用地班	860-2421
2	大規模土地取引の事前指導申出制度	建設政策課 用地班	860-2421
3	遊休土地の認定制度	建設政策課 用地班	860-2421
4	自然公園区域内における制限行為の許可等	自然保護課 自然公園班	860-1612
5	自然環境保全地域における制限行為の許可等	自然保護課 調整・自然環境班	860-1613
6	鳥獣保護区特別保護地区内における制限行為の許可等	自然保護課 調整・自然環境班	860-1613
7	廃棄物処理施設等の設置許可	環境整備課 調整・循環型社会推進班、廃棄物対策班	860-1622
8	環境影響評価(環境アセスメント)の手続き	環境管理課 環境審査班	860-1601
9	農業振興地域内の農用地区域除外手続き	農林政策課 農地・管理班	860-1728
10	農用地区域内の開発行為の許可制度	農林政策課 農地・管理班	860-1728
11	農地転用許可制度	農林政策課 農地・管理班	860-1728
12	林地開発許可制度	森林整備課 森林管理班	860-1942
13	保安林における立木伐採等許可制度	森林整備課 森林管理班	860-1942
14	水源森林地域における土地売買の事前届出制度	森林整備課 森林資源計画班	860-1919
15	都市計画法に基づく開発行為の許可制度	都市計画課 調整・都市計画班	860-2442
16	土地区画整理事業	都市計画課 都市整備班	860-2443
17	都市計画施設等の区域内における建築許可	都市計画課 調整・都市計画班	860-2442
18	建築確認制度	建築住宅課 建築指導班	860-2565
19	路外駐車場の設置等の届出	都市計画課 調整・都市計画班	860-2442
20	屋外広告物の設置許可	都市計画課 調整・都市計画班	860-2442
21	法定外公共用財産の使用等	建設政策課 用地班	860-2421
22	河川区域内の制限行為の許可等	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532

番号	掲 載 項 目	県庁内担当課（室）	電話番号
2 3	道路の占用許可等	道路課 調整・企画管理班	860-2485
2 4	道路管理者以外の者が行う道路工事の施行承認制度	道路課 調整・企画管理班	860-2485
2 5	道路予定区域内の土地における制限行為の許可等	道路課 調整・企画管理班	860-2485
2 6	海岸保全区域内における制限行為の許可等	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532
2 7	一般公共海岸区域内における制限行為の許可等	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532
2 8	臨港地区内における制限行為の届出	港湾空港課 調整・空港班	860-2542
2 9	砂防指定地内における制限行為等の許可	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532
3 0	地すべり防止区域内における制限行為の許可	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532
3 1	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532
3 2	砂利採取計画の認可制度	河川砂防課 調整・企画管理班	860-2532
3 3	景観を保全するための建築物、土地の区画形質の変更等の届出	都市計画課 調整・都市計画班	860-2442
3 4	岩石採取計画の認可制度	資源エネルギー産業課 産業保安班	860-2284
3 5	鉱業権の設定	資源エネルギー産業課 産業保安班	860-2284
3 6	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	生涯学習課文化財保護室 文化財保護班	860-5192
3 7	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出制度	生涯学習課文化財保護室 埋蔵文化財・世界遺産登録推進班	860-5193
3 8	温泉掘削等の許可	自然保護課 調整・自然環境班	860-1616
3 9	大規模小売店舗立地法届出制度	商業貿易課 商業・創業支援班	860-2244
4 0	特定工場の新設・変更の届出	産業集積課 立地支援班	860-2251
4 1	宅地建物取引をするための免許	建築住宅課 建築指導班	860-2565
4 2	優良宅地の認定申請制度	都市計画課 調整・都市計画班	860-2442
4 3	宅地分譲地の譲渡予定価格の審査申出制度	建設政策課 用地班	860-2421
4 4	都市計画区域内の土地の先買い届出	建設政策課 用地班	860-2421

※担当課（室）は、組織改編等により変更される場合があります。

発行：秋田県建設部建設政策課

電話：018-860-2421